

白井市行政経営審議会 令和7年度第6回会議

日 時 令和7年12月22日（月）
午後6時30分から

場 所 白井市役所東庁舎 101 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議題
 - (1) 次期実施計画における取組項目について
 - (2) 白井市公共施設等総合管理計画の主な変更点について
 - (3) その他
- 4 閉会

次期実施計画取組項目（案）一覧

分類凡例： ●…実施計画に位置付けて取り組む項目 A…業務において恒常的に取り組む項目（理念・規範） B…第6次総合計画実施計画・他の個別計画等に位置づけられる項目

第2次行政経営指針				実施計画				総合計画・他の計画
基本方針	取組大枠	取組項目	分類	取組項目名	主管部署		数値目標	
1 市民自治のまちづくり	1 市民参加・協働の充実	① 「白井市市民参加条例」により、市民参加の活性化を進めます。	A					
		② 公益的な市民活動を持続するために、必要な支援を行います。	A・B					第6次総合計画（重点事業）
		③ 市民と積極的な対話を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。	B					第6次総合計画（重点事業）
		④ 市民参加の一環として、公益的な市民活動への寄付制度など、市民が市民を支える仕組みづくりを模索します。	A					
	2 地域コミュニティづくりの推進	① 自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。	B					コミュニティ基本方針 ※今後策定予定
		② 地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。	B					第6次総合計画（重点事業）
		③ 各小学校区に配置した地域担当職員により、小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を促進し、地域自治の発展を支援します。	B					第6次総合計画（重点事業）
	3 情報共有の徹底と可視化	① 市民等の属性に適した提供手段を活用し、ニーズに応じた情報の充実・可視化を図ります。	A・B					第6次総合計画（重点事業）
		② 出前講座・ワークショップの開催やICT（情報通信技術）の活用などにより、身近なところから双方向の情報の共有を進めます。	A・B					情報提供計画（分野横断計画）
		③ 行政課題を抱える市民等に対して、地域に関する情報をわかりやすく提供します。	A・B					情報提供計画（分野横断計画）
		④ 課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話し合える場をつくれます。	A					
2 持続可能な行政運営	1 財源の確保	① 市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制を強化し、徴収率を向上します。	A					
		② 使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から定期的に見直しを行います。	●	使用料・手数料の見直し	総務課	継続	—	
			●	上下水道料金の適正化	上下水道課	継続		※他の個別計画と重複しているため取り止め
		③ 北総台地の強固な地盤を有し、首都圏空港から近く、交通利便性が高い白井市の地域特性や強みを活かし、企業等の進出を誘導します。	A					第6次総合計画（重点事業）
		④ 国や県の補助金、市税のみならず、多様な方法による収入の確保を進めます。	●	公有財産の有効活用	公共施設マネジメント課		○	
			●	企業版ふるさと納税・クラウドファンディングの活用	秘書課・企画政策課	新規継続	○	
	2 歳出の抑制と財源の最適配分	① 地方債や債務負担などについては、将来負担比率を注視しながら、計画的に活用します。	A					
		② 事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。	A					
		③ 市が単独の補助主体である補助金について、その対象や公益性、公平性、有効性などを検証し、定期的に見直しを行います。	●	補助金の適正化	総務課	継続	—	
	3 適材適所による事業主体の見直し	① 市が担うべき役割を改めて見直ししながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。	●	公立保育所の民営化	保育課	継続	—	
			●	障害者支援センターの運営方法の見直し	障害福祉課	継続	—	
		② 事業主体の選定にあたっては、官民連携手法の活用も含めて検討し、コストやサービスの質を比較した上で決定します。	A					

次期実施計画取組項目（案）一覧

分類凡例： ●…実施計画に位置付けて取り組む項目 A…業務において恒常的に取り組む項目（理念・規範） B…第6次総合計画実施計画・他の個別計画等に位置づけされる項目

第2次行政経営指針			実施計画				総合計画・他の計画
基本方針	取組大枠	取組項目	分類	取組項目名	主管部署	数値目標	
2 持続可能な 行財政運営	4 評価に基づ く行政サービス の質の向上と精 査	① 総合計画に基づき市が実施する事業を対象に、費用対効果を高めるための評価を行います。	A				第6次総合計画（施策評価・事務事業評価）
		② 評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。	A				第6次総合計画（施策評価・事務事業評価）
		③ 評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手段となるような行政評価にします。	A				第6次総合計画（施策評価・事務事業評価）
		④ 市民の視点になって、その行政サービスの必要性を精査し、市民にとって必要性の低いものについては、勇気をもってやめる判断をします。	A				第6次総合計画（施策評価・事務事業評価）
	5 将来を見据 えた公共施設等 の計画的な管理	① 公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や最適な配置などを進めます	●	高齢者就労指導センターのあり方の見直し	高齢者福祉課	継続	－
			●	公民館等複合施設のあり方の見直し	生涯学習課	新規	－
		② 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の長寿命化や最適な配置を実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、平準化します。	B				公共施設等総合管理計画（指針の下位計画）
3 組織力の 向上	1 効率的・効 果的な行政組織 の構築	① 限られた職員数の中で、必要な行政サービスを維持しつつ、目指すまちの将来像を実現するために最適な行政組織の構築に取り組みます。	●	職員の異動時期の弾力化	人事課	新規	－
			●	A I の活用	総務課	新規	○
		② 新たな行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組みます。	A・B				行政組織再編基本方針（指針に紐づく内部指針）
		③ 部局横断的に解決すべき課題に対しては、プロジェクトチーム制度を活用するなど、分野にとらわれず全体で課題を共有・認識し、対応します。	A				
		④ I C Tなどを活用して情報を整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。	A				
	2 多様な人材 の確保と育成	① 職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人材の積極的な確保に取り組みます。	●	多様な採用手法の導入	人事課	新規	検討中
		② 職員採用のみならず、国の専門人材派遣制度や官民連携協定を活用するなど、外部人材の活用を検討し、進めます。	●	外部人材の活用	人事課	新規	検討中
		③ 職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、計画的な研修の実施や外部への派遣などにより多様な人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。	●	派遣・交流人事の拡充	人事課	新規	検討中
			●	階層別研修・育成の充実	人事課	新規	検討中
		④ 市民や地域、関係する人たちとの対話を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。	A・B				人材育成基本方針（指針の下位計画）
		⑤ 職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。	B				人材育成基本方針（指針の下位計画）
	3 魅力のある 職場づくり	① 職員のやりがいや組織への帰属意識などの現状を把握した上で、職場づくりに関する指標と数値目標を定めることを検討し、職場環境の改善を図っていきます。	●	指標と数値に基づく職場環境の改善	人事課	新規	－
			●	開庁時間の短縮・フロントヤード改革の推進	総務課	新規	○
		② 多様な人材の多様な働き方が実現できる職場環境を整備するため、テレワーク制度の改善や勤務形態の見直しなどを図ります。	●	勤務形態の弾力化	人事課	新規	○
		③ オフサイトミーティングの実施など、風通しの良い職場の雰囲気づくり、一体感の醸成を図ります。	●	オフサイトミーティングの活用	人事課	新規	○

次期実施計画取組項目 提案一覧【委員提案】

No.	提案委員	提案項目名	提案概要	関係課	着手・実現可否	関係課意見（理由、現状、方針等）	事務局方針
1	久野委員	市民発の単発イベントの支援	・現状は大半の市民は市民活動に関心がないように思う。そのような市民にとっていきなり継続的した公益活動をするのはハードルが高い。まずは単発で個々人の興味がある小規模イベントをすることで、人とのつながりや市民活動への関心に繋がられるのではないかと。 ・市内で人とのつながりができる。市で集うことが増えれば経済的な効果も発生する可能性がある。高齢者であれば出歩くことで介護予防につながる。公益活動につながる可能性もある。 ・単発であれば気軽に多様なイベントができる。ex駅前をきれいにしたい、複合センターでバスケットをしたい、お茶を飲みながら編み物会をしたい ・市は広報支援や、場所のアドバイスを。場所は市の施設だけでなく、市内の店舗の紹介など。	市民活動支援課	D：その他	単発で気軽に実施する多様なイベント支援について、イベントの種類や性質によって（後に公益性が見込めるものは、過去にもまちづくりサポートセンター（指定管理者）などで相談を受け対応している実績もあり、着手しているところ。一方、すべてのイベントで同様の支援やアドバイスを行うのは、センター設置の趣旨等を考えると難しいところ。	【業務において恒常的に取り組む（参考意見）】 ・多様なイベントの支援を行政が包括的に行うことは、関係課やまちづくりサポートセンターが担っている役割（公益的な活動の支援）を考慮すると難しい部分もあるため、本計画においては位置付けはしないこととさせていただきます。 - イベントの内容に応じて一定の支援を行うことは、市民活動の裾野を広げる一助となりますので、恒常的な業務に係る参考意見とさせていただきます。 【他の計画で位置付け・実施（参考意見）】 ・提案概要にある、イベントを行う効果としての「人とのつながり」、「経済的な効果」、「公益活動への発展」という要素については、策定中の第6次総合計画において検討している複数の重点事業の中でも包含していることから、当該事業の推進における参考意見とさせていただきます。
2	久野委員	市民参加の気軽な美化活動	・現在も「まちピカ大作戦」があるが、申請や報告が必要のため、何の団体にも所属していない市民が自発的に参加するハードルが高い。 ・書類申請をなくし、市のLINEで気軽に活動申込・報告ができる仕組みを整える。必要備品などは各センターにあらかじめ配備 ・周知活動として、イベントに絡めた清掃・除草活動を行う。 ・除草費用の削減、街への愛着。市民の交流が生まれる。	環境課	B：研究・検討を要する	「まちピカ大作戦」については、集めていただいたごみは集積所に出していただくほか、集積所に出せないごみの量が見込まれる場合は、市と調整のうえで希望する日時、場所に出していただき、職員により回収を行っております。 職員による回収を行うにあたっては、必ず申請時に調整させていただく必要があることから一律に市公式LINEによる申請とすることは難しいと考えますが、集積所にごみを出せる場合は簡易的な申請を可能とするなど、検討の余地はあるものと考えます。 イベントに絡めた清掃、除草活動については、スポGOMI等のごみ拾いを絡めたイベントについて調査・研究をしております。	【計画に位置付け】 ○開庁時間の短縮・フロントヤード改革の推進 気軽な美化活動をするに当たり、障壁となっている書類手続については、左記のとおり、一部手続きのオンライン化の検討の余地があることから、実施計画に定める取組項目の一環として進めることとします。
3	久野委員	高齢者の起業支援	・白井市では高齢者への金銭面での手厚い支援は難しいと考えている。 ・そのため、収入を確保できて高齢になっても安心して暮らせるように支援をする。起業後も継続して相談できる窓口を設ける。 ・税収の確保、介護予防、場合によっては雇用の増加	産業振興課	A：着手・実現可能性が高い（すでに取り組んでいる）	市では現在、白井市商工会と共催し、創業塾などの事業を行っており、年齢を問わず幅広く支援をしています。 今後、広報やSNS等を用いて、幅広い年代に対し、更に支援周知していきます。 なお、第6次総合計画において、創業支援を拡充する方針です。	【他の計画で位置付け・実施】 左記のとおり、策定中の第6次総合計画において重点事業への位置づけを検討していることを踏まえ、本計画には位置付けしないこととさせていただきます。

No.	提案委員	提案項目名	提案概要	関係課	着手・実現可否	関係課意見（理由、現状、方針等）	事務局方針
4	陣内委員	市公式SNSを活用した市民との対話促進	市の公式ウェブサイトだけでなく、SNS（X, LINE, Instagram など）も積極的に活用して行政情報を多角的に発信する（現在も行っている）。 市民からの意見や質問に対して、リアルタイムで対話できる環境を整備する（ナウル共和国のXアカウント参考）。 これにより市民の属性やライフスタイルに応じた情報提供が可能になり、双方向のコミュニケーションを促進する。また、市政への関心が低い層へのアプローチを強化することで市民参加の裾野を広げることができる 【効果】 ・市民と行政のエンゲージメント向上 ・災害時などの緊急伝達手段の強化 ・財政上の効果として広告費用の抑制、印刷費用の削減につながる可能性がある	秘書課	D：その他	本提案には2つの要素が含まれていると考えられ、それぞれの現状・方針については以下のとおりです。 ①市民が希望する情報や市民の属性に合わせた情報提供（セグメント配信） →すでに公式LINE等で実施しています。 ②公開の場での即時双方向コミュニケーション →市民外からの対応も想定され、人的工数が飛躍的に増加する可能性があり、実施は難しいと考えています。	【他の計画で位置付け・実施（参考意見）】 ・若い世代への情報発信という観点では、企画政策課において策定中の第6次総合計画において重点事業への位置づけを検討していることも踏まえ、本計画には位置付けしないこととさせていただきます。
5	須永委員	市民の視点になって、市民にとって必要性の高い施策を新規開始・拡充	・④にあるように市民にとって必要性の低いものはやめる必要があるが、市民にとって必要性があるものを新しく始めたり拡充することも同時に必要。 ・必要性の低いものをやめた資金で新しいものを始める。 ・財政上、支出削減効果はないが、支出を効果的に使う割合の向上に寄与できる。	企画政策課 財政課	A：着手・実現可能性が高い（すでに取り組んでいる）	【現状】 総合計画に定めた施策・事業の評価とそれに基づく見直しに加え、真に必要な施策に財源を重点的・効率的に配分するため、予算編成において次の取り組みを行っています。 ① 財政課から当該年度の予算編成の基本方針と部別の一般財源上限額を提示 ② 上限額を超える場合は、部内で要求額の調整（財源配分）を図る	【他の計画で位置付け・実施（参考意見）】 ・策定中の第6次総合計画においては、第5次総合計画における事業の廃止・継続を精査した上で、将来の財政推計も考慮し、新たな事業の検討をしています。 ・計画期間においては、毎年、各事業の評価・検証を行っていく予定ですが、前期期間の状況に応じて、後期期間における既存事業の廃止、事業の新設もあると考えています。 【業務において恒常的に取り組む（参考意見）】 ・毎年の予算編成において左記の取り組みも行っていることも踏まえ、本計画への特段の位置づけはしないこととさせていただきます。
6	宗和委員	AIの活用	「指針」では、市民との情報共有の徹底と可視化が掲げられているが、その具体的手法としてAIの活用を検討してはどうか	総務課	B：研究・検討を要する	窓口や電話問合せ、ホームページ等でのAI活用については他市での導入事例も増加しており市でも調査・検討を行う必要があると認識しています。 検討にあたっては、コストに対する効果を見極めながら、関係課と協議を進めます	【計画に位置付け】 ○AIの活用推進

No.	提案委員	提案項目名	提案概要	関係課	着手・実現可否	関係課意見（理由、現状、方針等）	事務局方針
7	宗和委員	官民連携プラットフォーム	・今後、公共施設、インフラ施設の老朽化が進む中、官民連携の重要性が増すことを踏まえ、官民連携実施の指針となる「官民連携プラットフォーム」を策定する。 ・官民連携の実施に向けて庁内の理解が得られやすくなる。 ・官民連携による財政上の効果も期待できる	公共施設マネジメント課	B：研究・検討を要する	国、千葉県で実施しているプラットフォームを活用しながら、研究を進めます。	【次期計画は見送り（参考意見）】 左記のとおり、国の「地方創生SDGsプラットフォーム」や、県においても公共施設に特化した「千葉県PPP・PFI地域プラットフォーム」を設置しているため、当面はそれらを活用していくこととします。
8	宗和委員	包括施設管理委託の更なる拡充	・白井市では、一部、包括施設管理を導入しているが、更なる拡充が必要ではないか。	公共施設マネジメント課	C：着手・実現可能性が低い	令和7年度中に次期事業者選定を実施しますが、小規模修繕、指定管理施設も加えた全施設の劣化度調査などを新規で委託業務に加える予定	【他の計画で位置付け・実施（参考意見）】 左記のとおり、すでに取組みを進めていることに加え、策定中の第6次総合計画において重点事業への位置づけを検討していることを踏まえ、本計画への位置付けはしないこととさせていただきます。
9	宗和委員	民間企業との交流人事	・職員が入庁後、一定期間経過後（例えば、10年経過後）、1年程度、民間企業に出向し、民間企業の経営ノウハウを学ぶ。 ・人材育成の効果が期待できる	人事課	B：研究・検討を要する	現状の職員派遣先は、千葉県、一部事務組合、公益財団法人等の公的機関のみとなっていますが、今後は白井市の行政課題等を踏まえ、職員に必要な能力の習得が可能な派遣先として民間企業等を含めて検討してまいりたいと考えております。	【計画に位置付け】 ○派遣・交流人事の拡充 民間企業に限定せず、広く、派遣・交流先を拡充することを検討・実施することとします。
10	宗和委員	職員のリスキリング (Reskilling)	・職員の資格取得、社会人向け大学院入学に向けた制度の構築 ・個々の職員のスキルアップ、及び、外部人材との交流により、組織力の向上を図る。	人事課	B：研究・検討を要する	【職員の資格取得】 業務に直接関係する資格・講習についてはこれまでも公費負担で取得・受講をさせており、これからも必要であると感じています。間接的に関係があるもしくは個人のスキルアップという意味合いの強い資格取得については、人材育成の観点からも、必要と考えますが、その負担割合や回数など検討してまいります。 【社会人向け大学院入学に向けた制度の構築】 資格取得同様、その負担割合や回数など検討してまいります。 【組織力の向上】 組織力の向上のためには、職員個人のスキルアップが不可欠であることはご提案のとおりです。スキルアップを後押しする制度の構築については、資格取得や学校への再入学など、検討してまいります。外部人材との交流は新たな発想を得やすい思考力の醸成や、内部では感じにくい世情の把握に寄与するものと考えますが、一方で守秘義務の徹底、民間企業との公平性の観点からも交流先・方法については検討してまいります。	【他の計画で位置付け・実施（参考意見）】 職員の育成・能力の向上に関する他の取組として「管理職のマネジメント力向上」（No.19）「キャリアデザインの促進」（No.20）がありますが、人事課ではこれら2つを本市が優先して取り組むべき事項として捉えているところです。 職員のリスキリングについては、現在改定を進めている「白井市人材育成基本方針」の検討と併せて、キャリアデザイン促進における手段のひとつとして、今後の制度の拡充・整備を検討していくこととします。

No.	提案委員	提案項目名	提案概要	関係課	着手・実現可否	関係課意見（理由、現状、方針等）	事務局方針
11	池田会長	リモートワークに適した働き方改善	優秀な人材の確保は営利・非営利に関わらず組織にとって重要な課題である。 近年、オフィス回帰（出社回帰）を進める企業が増える傾向にある。その反面、出社を望まない人材を「フルリモート」を認める企業が誘引していることも事実である。「組織の結束」と「働く場所の自由」をいかに両立させるかを、組織力の向上の観点から真剣に考えて欲しいと思います。 <例えば> 遠隔で通勤できない人材でも、市にとって必要な人材（例：ITや環境問題に詳しい人材）をリモートワークを前提に採用しつつ、月1回の出張旅費&日当の支給する制度をつくるなど。	人事課	B：研究・検討を要する	令和7年1月1日より在宅勤務実施の要領の作成やPC等の環境整備を行い、部分的なリモートワークを実施しております。 「フルリモート」については、まだまだ紙媒体での書類の処理があることや、個人情報の持ち出しの観点などから、検討に至っていないのが現状です。 直近での文書管理システム導入など、今後は事務処理の電子化が進んでいくことが考えられるため、人材確保の観点からも実現可能性について検討を行っていきます。	【計画に位置付け】 ○勤務形態の弾力化 左記のとおり、「フルリモート」の導入は課題がある状況ですが、職員のライフスタイル等に合わせた多様な働き方が可能となるよう、テレワークがより活用されるよう取り組みます。
12	池田会長	オフサイトミーティングの活用	優秀な人材の育成は組織にとって重要な課題である。 オフサイトミーティングのメリットは、議論・発想の活性化や参加者間のコミュニケーション・連携強化、集中できる環境での会議進行、リフレッシュによるモチベーション向上といった効果が期待される。普段とは異なる環境で、部署や役職を越えた交流や率直な意見交換が促進され、新たなアイデア創出や組織全体のチームワーク向上につながる。 まずは、試験的に総務課でオフサイトミーティングを始めてみて、徐々に他部署に広げていくといいと思います。	人事課	A：着手・実現可能性が高い（すでに取り組んでいる）	令和5年度に「気軽にまじめな話をする」ことをコンセプトに「安心して言いたいことが言えて、聴き合える」場・機会を提供し、風通しの良い職場環境を構築することを目的にオフサイトミーティング実施要綱を策定し、当時の総務課人事係が主催し、人材育成推進に要する事業の一環として勤務時間内に実施しました。 また、所属を超えた課題共有や事例研究の場として保育課（保育士）が定期的に実施しています。	【計画に位置付け】 ○オフサイトミーティングの活用
13	村上委員	再採用制度の導入	過去に一定期間白井市に勤務した後、育児や介護等に伴い退職した職員を再度職員として採用する。民間企業での経験を活かせる。 育成のコスト削減	人事課	B：研究・検討を要する	現在、民間企業等での経験を活かすという観点では、既に社会人採用等を行っています。 今後、退職者の採用に限定せず、広く募集要件や選考方法等の見直しによる採用の拡充等を調査・研究の上で、検討します。	【計画に位置付け】 ○多様な採用手法の検討 退職者の採用に限定せず、多様な採用手法の一部として検討していくこととします。
14	村上委員	市の行政経営会議等市民参加の公開する会議のライブ配信	若い世代や働いている世代にも市の取り組みを知ってもらうきっかけづくり。 最初から出向いて参加するのはハードルが高かったり、仕事や育児でなかなか時間が合わなかったりするのでSNSでライブ配信や要点まとめたアーカイブ等公開し、市の取り組みを知ってもらう。	総務課 （秘書課・企画政策課）	B：研究・検討を要する	附属機関等の会議は、市民参加・情報公開の一環として、原則、傍聴可能にしています。 一方で、会議出席者の発言に委縮が生じないよう、傍聴者数を限定したり、会議録においては発言者が特定されないような措置をとっており、ライブ配信やアーカイブ配信の実施には、運用上・技術上の課題が少なくないと考えています。	【業務において恒常的に取り組む（参考意見）】 左記のとおり、会議のライブ配信等については課題があるため、本計画への特段の位置づけはしないこととしますが、今後の業務における参考意見とさせていただきます。 【他の計画で位置付け・実施（参考意見）】 若い世代への情報発信という観点では、策定中の第6次総合計画において重点事業への位置づけも検討しており、当該事業の推進における参考意見とさせていただきます。

No.	提案委員	提案項目名	提案概要	関係課	着手・実現可否	関係課意見（理由、現状、方針等）	事務局方針
15	村上委員	市が所有している公共施設の利用方法の周知	今まで市内の公共施設を利用したことがない人にも公共施設の種類や利用方法をSNS等活用し、動画等でわかりやすく紹介することで、知ってもらい活用するきっかけになる。 利用者が増えることで稼働日が増え、収益増につながる。 またSNSで周知することで市民だけでなく、市外からの利用のきっかけにもつながる。	施設所管課（企画政策課・秘書課）	D：その他	・市の公共施設については、各センターや運動公園など、ほぼ全ての施設が指定管理者による運営を行っており、収益増のための独自事業や情報発信は、基本的には、各運営事業者において行っています。 また、市においても市の公式LINE等により各施設主催のイベント情報の発信を行っています。 ・公共施設に限らず、市の取組みやサービスについてSNSや動画を活用した情報発信をすることは、特に若い世代への訴求という点で重要であると捉えています。 そのため、第6次総合計画において、若い世代の移住・定住を促進するために、情報を集約した上で効果的に発信する事業の位置付けが検討されています。	【業務において恒常的に取り組む（参考意見）】 ・公共施設に関する情報の発信については、既存の取組みも踏まえ、本計画への特段の位置づけはしないこととさせていただきます。 市の取組や各種情報の認知度を高めるために、SNSや動画の活用や、HPのユーザビリティ（見やすさ等）の向上は重要となりますので、恒常的な業務の参考とさせていただきます。 【他の計画で位置付け・実施（参考意見）】 ・若い世代への情報発信という観点では、策定中の第6次総合計画においても重点事業への位置づけも検討しており、当該事業の推進における参考意見とさせていただきます。
16	杉本委員	DX推進に向けた業務の基礎調査やBPRの推進	・限られた職員数で、複雑化・多様化する行政事務や行政課題に対応していくためには、各部署・課・係・事業単位等における業務状況の調査、棚卸し・整理、フローの作成を行い、業務全体の見える化・分析をし、業務の改善やデジタル化などを進め、最小限の人的リソース及び予算で、最大限の効果をえられるよう取組を進める必要がある。 ・各業務の総点検となり、当該点検の状況によっては予算縮減となる。 ・各業務の可視化、フロー化により、職員の人事異動時の引継ぎの円滑化につながる。 ※BPR：Business Process Re-engineering（業務改革）	総務課	B：研究・検討を要する	提案のとおり、市民手続きのオンライン化の推進や、業務のDX・効率化においては、各課業務の総点検とそれに基づく改善（BPR）は、有効な取組であると認識しております。 全庁的なプロジェクトとなるため、主管課である総務課の業務体制を考慮した上で、計画期間内の段階的展開や、ノウハウを有する事業者へのアウトソーシングなども含めて、検討・精査する必要があると考えています。	【計画に位置付け】 ○開庁時間の短縮・フロントヤード改革の推進 フロントヤード改革（オンライン手続の拡充など）の推進に当たっては、業務点検・BPRも欠かせないことから、目的と対象業務を絞った上で段階的に進めていくこととします。（取組の一環として位置付け）
17	杉本委員	生成AIの活用促進	・ChatGPT等の生成AIについて、行政実務の中での活用方を研究する。 ・生成AI及び行政実務に精通した講師による、職員向け研修会の開催。幾つかの業務をモデルケースとし、参加者が身近なBest Practicesを作るためのアイデアソンを開催する。各職場においてプロトタイプ的に活用してみ、改善等を行う。 ・業務の効率化、時短等により、残業時間の削減（予算縮減）や、AIの活用に適さない業務により長く時間をかけることができる。	総務課	A：着手・実現可能性が高い（すでに取り組んでいる）	・現在利用している無料の生成AIサービスについて、各課の活用状況等を集約し、効果的な活用方法の研究、周知を行いたいと考えています。 ・有料の生成AIサービスの導入検討に当たっては、導入後に効果的な活用が行えるよう、事業者による研修や伴走支援等について併せて検討します。	【計画に位置付け】 ○OAの活用推進
18	杉本委員	職場の現状や課題の可視化	・職員と職場の信頼関係や愛着心である、エンゲージメントの実態を、ツールを活用して把握し、組織の現状（強みや課題）を把握する。具体的には、職員個人の健康状態や個人が置かれている環境の健全さ、職場環境の健全さをアンケート調査等により数値で顕在化させ、組織の課題を把握して、解決策を検討する。 ・各職員の働きがいの向上、より良い職場環境づくりにつながり、生産性の向上等にも寄与する。	人事課	A：着手・実現可能性が高い（すでに取り組んでいる）	現在、ストレスチェックによる集団分析結果により、組織の現状把握と対策を行っています。各職員の職場へのエンゲージメントに関する把握はできておりません。 今後、職員の職場への評価を見える化することで、更に職場環境づくりに寄与できるものと考えており、白井市人材育成基本方針の改訂に当たり、職員のエンゲージメントの実態調査を行う予定です。	【計画に位置付け】 ○指標と数値に基づく職場環境の改善

No.	提案委員	提案項目名	提案概要	関係課	着手・実現可否	関係課意見（理由、現状、方針等）	事務局方針
19	杉本委員	管理職におけるマネジメント力の向上支援	・職場における人材育成の肝は、管理職の人を育てる力であるが、業務運営やピープルマネジメントは属人的になりがち。マネジメントの基本的な型を習得するための研修を行い、実践し、フィードバックを受ける機会を創出する。	人事課	A：着手・実現可能性が高い（すでに取り組んでいる）	管理職（中間管理職となる係長を含む）については、階級別に以下のとおり研修を実施しており、マネジメントの基礎を習得しています。 【外部研修】 係長→階級別研修・議会答弁能力向上研修・ロジカル・ライティング研修 課長補佐・課長・部長 → 階級別研修 【内部研修】 障害者雇用研修・メンタルヘルスセミナー・女性の健康セミナー等 そのほか、将来の幹部候補生の育成として自治体大学校や市町村アカデミー等の外部研修機関を活用しているところ。今後は、eラーニングの活用や課題に応じた内部研修の充実を検討していきます。	【計画に位置付け】 ○階級別研修・育成の充実
20	杉本委員	職員一人ひとりの能力開発（キャリアデザイン）の促進	・職員一人ひとりが自己のキャリアをどのようにしていきたいのかという考えを描く機会（研修やメンター制度など）を創出する。 ・自ら成長しようとする職員が増えることで、組織が活性化し、魅力的な職場にもなる。	人事課	B：研究・検討を要する	国や千葉県、一部の他市町村では人材育成基本方針の中で、職員のキャリアデザインを検討する機会の創出等を定めていますが、現在、本市においては特段の取組みは行えていません。職場のエンゲージメントとの関連もあることから、他市町村等の取組みを研究した上で、本市における取組みを検討していきます。	【計画に位置付け】 ○階級別研修・育成の充実
21	宗和委員	高校生による外部評価	有識者、住民による外部評価を実施している自治体は多くありますが、東京都町田市では、高校生による外部評価を実施されています。 高校生10名程度を評価委員とし（この他にもWebで100名程度の高校生が評価会議に参加）、事業所管課が事業概要を説明し、それに対して高校生が意見するという方法で進められています。	企画政策課	B：研究・検討を要する	現在、各施策等の外部評価につきましては、大学教授等の専門家や各種団体の代表等で構成される総合計画審議会により実施しているところ。高校生など学生からの意見を取り入れることは有意義と捉えており、総合計画の策定においては、高校生を対象としたアンケートやワークショップにより意見を取り入れましたが、施策等の外部評価の場面においては、研究・検討が必要と考えています。	【他の計画で位置付け・実施（参考意見）】 策定中の第6次総合計画に定める重点事業・実施事業の具体的な評価方法については、令和8年度にかけて検討していく予定です。 ご提案にある高校生を含む若い世代の意見の取入れは、評価方法を検討する際の参考意見とさせていただき、本計画への特段の位置づけはさせていただかないこととします。
22	宗和委員	自治体版株主総会	ご承知のとおり、民間企業では年に1回株主総会が開催されています。株主総会では、社長から株主に対し、財務状況の説明と、事業実績の説明がされています。 同じようなことを、自治体においても実施してみたいという提案です。 自治体に置き換えると、財務状況のほか、重要な施策や力を入れている施策の状況を住民に説明することになると思います。 日ごろから、様々な場所で市長は、住民の皆様いろいろな説明はされていると思いますが、その、総まとめのようなものです。全国で実施されている自治体はありませんので、実施すれば、白井市が全国初の取組みとなります。	秘書課（企画政策課・財政課）	C：着手・実現可能性が低い	市の施策や財務状況については、広報やホームページに加え、記者会見、各種媒体における市長メッセージや、市長公式YouTubeチャンネルなどにより幅広く発信しています。 また、市民との市政懇談会やタウンミーティングといった取組みにより、市長による施策の説明、市民との対話の機会の確保・充実を図っているところ。ご提案の手法については、相当の人的コストを要することが想定され、見込まれる効果を考慮すると実施の可能性は低いと考えています。	【業務において恒常的に取り組む（参考意見）】 関係課意見にあるとおり、ご提案の手法は相当の人的コストが想定され、取組に当たっては、民間企業の株主総会に相当する議会との役割との違いを整理した上で、実施目的とコストに対する効果の十分な精査・検討が必要と考えています。 ご提案にある市長による施策や財政状況に関する情報発信については、公式YouTubeチャンネルの充実など別の手法により取組むこととし、本計画への特段の位置づけはさせていただかないこととします。



白井市第3次行政経営改革実施計画

令和8年度～令和12年度

素案

(案)

1 計画の役割・位置づけ

行政経営改革実施計画は、行政経営指針（総合計画※の実現を行財政面から下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本方針）に基づいて、市の行政経営改革を着実に推進するための計画です。

白井市第2次行政経営指針（以下「第2次指針」）では、まちづくりを持続的に推進するための行政運営の規範（行政として必要な理念・考え方）となる「基本方針」と「基本方針に共通して持つべき視点」を定めた上で、3つの基本方針に基づく11の取組（大枠）と、その取組を具体化した38の取組項目を定めています。

第3次行政経営改革実施計画（以下「第3次行革実施計画」）では、この38の取組項目のうち、業務において恒常的に取り組む取組項目（理念・規範）と、白井市第6次総合計画（以下「第6次総合計画」）や他の個別計画等に位置づけされる取組項目を除いた、●●の取組項目をさらに具体化して定めます。

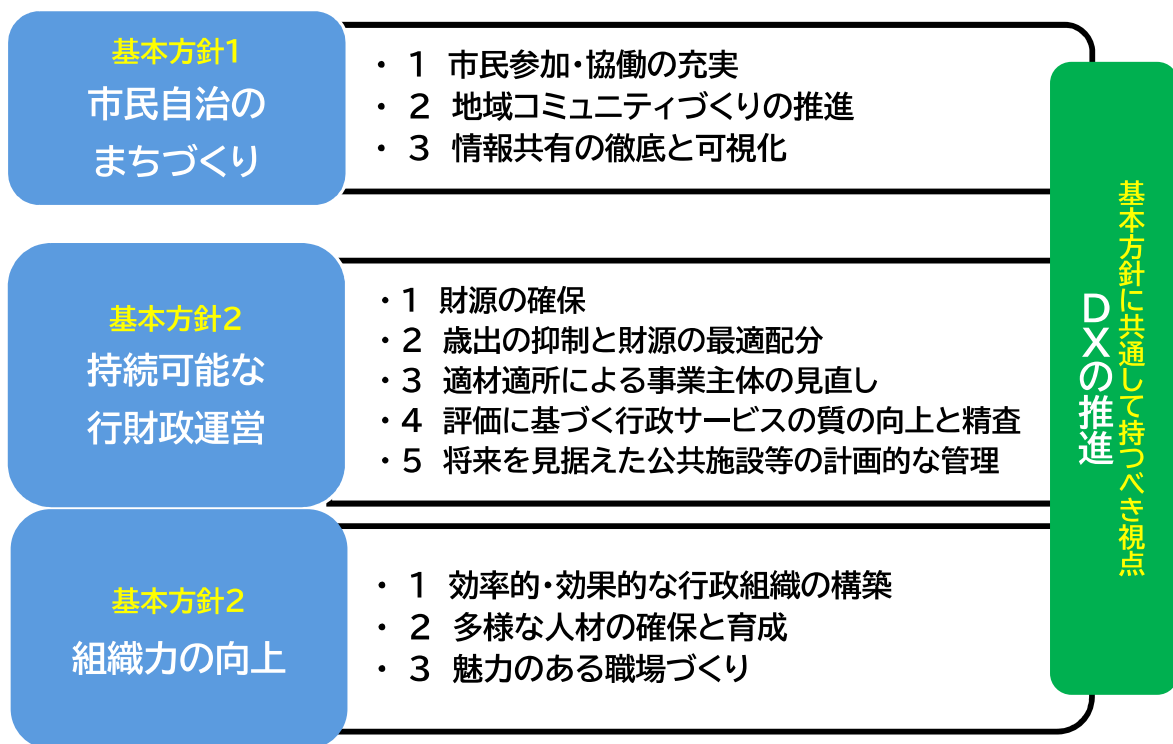


図 3つの基本方針と11の取組（大枠）

指針・実施計画
取組項目整理 体系図

2 計画期間

第3次行革実施計画は、第2次指針の計画期間の前半（第6次総合計画前期基本計画・実施計画の計画期間）である令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間を計画期間とします。

令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	令和16年度 (2034)	令和17年度 (2035)
第6次総合計画									
基本構想 令和8年度（2026年度）～令和17年度（2035年度）									
前期基本計画・実施計画 令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）					後期基本計画・実施計画 令和13年度（2031年度）～令和17年度（2035年度）				
第2次行政経営指針									
第3次行政経営改革実施計画 令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）					（仮称）第4次行政経営改革実施計画 令和13年度（2031年度）～令和17年度（2035年度）				

図 第6次総合計画・第2次指針の計画期間

3 進行管理

第3次行革実施計画に基づく各取組については、毎年の進捗状況を白井市行政経営審議会に報告し、委員からの提案や助言を受けた上で、市長をトップにした庁内の会議体である行政経営戦略会議において報告することとします。

また、取組の進捗状況については、市民に対してもホームページなどで報告していきます。

なお、取組内容や年度別計画などについては、各取組の進捗状況などを踏まえて、適宜見直しを行っていきます。

4 取組項目

第3次行革実施計画では、次の●●の取組項目を定めます。

取組項目一覧

〔取組項目 記載内容〕

基本方針	第2次行政経営指針に定めた基本方針における位置づけ				
取組	基本方針に基づく取組（大枠）における位置づけ				
（関連取組）	関連する取組（大枠）		関連する取組（大枠）		

取組番号		取組名	取組項目の名称						
体系番号									
主管部署	取組を主管する部署		関係部署	取組において関係・連携する部署					
目的	取組を行う目的		第2次行政経営指針の体系における位置付けを整理した番号 （例）2-1-② … 基本方針2→取組（大枠）1→取組項目②						
現状・課題	取組に関する市の現状、過去の実績、課題 等								
取組概要	計画期間（令和8年度～令和12年度）において行う取組の概要								
取組計画	取組内容		年度別計画						
			R 8	R 9	R 10	R 11	R 12		
	計画期間中（令和8年度～令和12年度）の取組の具体内容 年度別の取組スケジュール								
期待効果	取組を行うことにより期待される効果								
数値目標	指標名		単位	現状値	目標値				
	各年度 又は 計画期間中 に達成を目指す目標の指標・数値								

基本方針	2 持続可能な行財政運営
------	--------------

取組	1 財源の確保
----	---------

(関連取組)	-	-
--------	---	---

取組番号		取組名	使用料・手数料の見直し				
体系番号	2-1-②						
主管部署	総務課		関係部署	施設所管課・窓口事務所管課			
目的	・コストに応じた使用料・手数料の額を徴収することで、市の財源を確保する。 ・行政サービスを利用している人（受益者）と利用していない人の負担の公平性を確保する。						
現状・課題	・平成28年度に「使用料・手数料の考え方」を改定し、受益者負担率を原則100%とする方針とし、3年ごとに額の見直しを行うこととしている。 ・使用料・利用料金の減免に関する市の統一した基準を作成し、平成31年4月から適用した。 ・令和6年度に全ての使用料・手数料の見直しを行い、令和7年4月から一部の使用料（利用料金）、手数料の額を改定した。						
取組概要	・原則3年ごとに全ての使用料・手数料の額の見直しを行い、受益者負担率100%になるように改定する。 ・利用料金の額を見直す（利用料収入の増加を図る）ことにより、公の施設の指定管理者へ支払う指定管理料を抑制する。						
取組計画	取組内容		年度別計画				
			R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	コストの算定・額の見直し						
	改定額による徴収						
	収入実績を考慮した指定管理料の精査						
期待効果	・使用料収入の増 ・手数料収入の増 ・指定管理料の減（料金収入の増）						
数値目標	指標名		現状値		目標値		

基本方針	2 持続可能な行財政運営
------	--------------

取組	1 財源の確保
----	---------

(関連取組)	基本方針2-取組5 将来を見据えた公共施設等の計画的な管理	—
--------	-------------------------------	---

取組番号		取組名	公有財産の有効活用						
体系番号	2-1-④								
主管部署	公共施設マネジメント課			関係部署	未来創造戦略室				
目的	税収や補助金等によらない新たな財源の確保を図る。								
現状・課題	・平成29年度に公有財産の利活用に関する基本方針を策定し、それに基づく利活用を行っている。 ・行政財産は、事業者等が目的外の使用をする場合は使用料を徴収しているほか、社会情勢や市民ニーズ等に応じて、施設の一部を普通財産にして貸与するなどの有効活用を図っている。 ・普通財産である土地や建物の一部は、貸付契約等により賃借料を得ているほか、活用予定がない土地については売却を検討し、実施している。 ・昭和57年度に中学校建設を目的に取得した土地（「富士南園広場」）が、平成28年度に中学校建設の中止を決定した後、暫定的な使途で活用している状況となっている。当該土地については、令和6年度にプロジェクトチームを設置して利活用方針を検討しており、マーケットサウンディングや地域住民とのワークショップを行っている。 ・令和4年度に、公共施設のネーミングライツ（命名権）について、「公共施設ネーミングライツ導入ガイドライン」を策定し、市HPでのパートナー募集を開始し、令和5年度に、公園1施設について協定を締結した。								
取組概要	・富士南園広場を始め、未活用となっている公有財産について、貸付や売却などの新たな財源を生む利活用方法を検討する。 ・公共施設のネーミングライツパートナーについて、公募等を行う。								
取組計画	取組内容			年度別計画					
				R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	
	未活用財産の貸付又は売却の検討・実施								
	富士南園広場の利活用の検討								
	ネーミングライツパートナーの公募								
期待効果	・貸付料・売却益による収入の増 ・地域の魅力・価値の向上								
数値目標	指標名			現状値		目標値			
	(仮) 未活用財産の貸付・売却の件数			精査・検討中					
	(仮) ネーミングライツ協定締結施設の数								

基本方針	2 持続可能な行財政運営
------	--------------

取組	2 歳出の抑制と財源の最適配分
----	-----------------

(関連取組)	-	-
--------	---	---

取組番号		取組名	補助金の適正化				
体系番号	2-2-③						
主管部署	総務課		関係部署	補助金事務所管課			
目的	市が支出する補助金を適正に執行する。						
現状・課題	・平成29年度に「白井市補助金のあり方の基本方針」を策定し、3つの基本的視点（公益性・公平性・有効性）から、市が支出する補助金の適正化を図っている。 ・基本方針に基づき、5年ごとに、行政評価の一環として全ての補助金の見直しを行うこととしている。						
取組概要	・補助金の新設や、既存の補助金における補助対象や補助額などの改正の際は、基本方針に基づく検証を行う。 ・令和9年度において、原則全ての補助金について基本方針に基づく検証、見直しを行う。（前回：令和4年度）						
取組計画	取組内容		年度別計画				
			R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	新設・改正補助金の検証						
	補助金の定期見直し						
	定期見直しの結果に基づく各補助金の改善						
期待効果	・補助金の過大支出の抑制						
数値目標	指標名		現状値		目標値		
	定量的な指標として「補助金の支出抑制額」「廃止した補助金の数」などが考えられますが、プロセスを重視する取組であり、目標数値の設定が難しいことから、定めません。						

基本方針	2 持続可能な行財政運営
------	--------------

取組	1 財源の確保
----	---------

(関連取組)	-	-
--------	---	---

取組番号		取組名	企業版ふるさと納税・ふるさと納税型クラウドファンディングの活用					
体系番号	2-1-④							
主管部署	企画政策課・秘書課		関係部署	事業所管課				
目的	税収や補助金等によらない新たな財源の確保を図る。							
現状・課題	【企業版ふるさと納税】 ・国や市のHP等を活用した周知に加え、包括連携協定を結んだ企業等にパンフレットの送付や相談を行っている。 ・令和3年度から受入れを開始し、寄付企業数は増加しつつある。 (R3：1社300万円→R4：2社900万円→R5：2社310万円→R6：6社668万円) 【ふるさと納税型クラウドファンディング】 ・令和4年度から、事業所管課の担当者を対象として、クラウドファンディングに関する勉強会を実施している。 ・令和5年度に、秘書課においてクラウドファンディングを活用した事業（なし坊・かおり着ぐるみ制作）を実施した。							
取組概要	【企業版ふるさと納税】 ・包括連携協定を締結している企業など白井市に関係のある企業に対し、積極的な制度の周知や働きかけを行う。 【ふるさと納税型クラウドファンディング】 ・クラウドファンディング活用のため、事業所管課における制度の理解を深める。 ・事業所管課においてクラウドファンディングの活用を検討し、実施の際は主管部署による伴走支援を行う。							
取組計画	取組内容		年度別計画					
			R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2	
	(企業版ふるさと納税) 市関係企業への周知・働きかけ							
	(クラウドファンディング) 事業課所管課への制度周知・啓発							
期待効果	・新たな財源の確保							
数値目標	指標名		現状値		目標値			
	(仮) 企業版ふるさと納税 寄付額or寄付企業数		精査・検討中					
	(仮) クラウドファンディング実施事業数							

基本方針	2 持続可能な行財政運営
------	--------------

取組	3 適材適所による事業主体の見直し
----	-------------------

(関連取組)	基本方針2-取組2 歳出の抑制と財源の最適配分	基本方針2-取組5 将来を見据えた公共施設等の計画的な管理
--------	-------------------------	-------------------------------

取組番号		取組名	公立保育所の民営化					
体系番号	2-3-①							
主管部署	保育課		関係部署	公共施設マネジメント課				
目的	限られた資源を効率的に活用し、市全体で持続可能な保育体制を構築するとともに、保育の質を向上する。							
現状・課題	・現在、市内には、公立の保育施設（保育所）が3園、私立の保育施設（保育所、認定こども園、小規模保育所）が9園ある。 ・公立保育所の職員構成は、正規職員が少ない（全体の約3割程度）ため、正規職員の負担が過大になっている。 ・障がい等により保育士の加配が必要な児童の受入が、公立保育所に偏っている。 ・公立保育所は、保育以外の子育て支援の機能も担っているが、それらを担うための保育士の確保、育成が課題となっている。							
取組概要	・公立保育所1園（清水口保育園）を民営化するとともに、機能強化を図る。 ※建物の無償譲渡、土地の有償貸与、インクルーシブ保育の実施、認定こども園移行 ・民営化により、公立保育所3園の正規職員を2園に集約することで、正規職員不足を解消するとともに、市全体の保育の質の向上を図るための取組を強化する。							
取組計画	取組内容		年度別計画					
			R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
	事業者の選定		→					
	保育施設・保育サービスの引継ぎ			→				
	民営化				→			
期待効果	・公立保育所2園の保育の質の向上 ・民営化園の機能向上 ・長寿命化工事費の削減（運営事業者が実施）による財源の再配分 ・保育所運営管理費の縮減による財源の再配分 ・土地賃借料収入							
数値目標	指標名		現状値		目標値			
	定量的な効果（成果）として「歳出の削減」「収入の増加」などを見込んでいますが、数値目標として設定することは適切でないことから、定めないとします。							

基本方針	2 持続可能な行財政運営
------	--------------

取組	3 適材適所による事業主体の見直し
----	-------------------

(関連取組)	基本方針2-取組2 歳出の抑制と財源の最適配分	基本方針2-取組5 将来を見据えた公共施設等の計画的な管理
--------	-------------------------	-------------------------------

取組番号		取組名	障害者支援センターの運営方法の見直し				
体系番号	2-3-①						
主管部署	障害福祉課		関係部署	公共施設マネジメント課			
目的	社会情勢の変化などを踏まえて、障害者福祉において市が担うべき役割を見直すとともに、公共施設の最適化を図る。						
現状・課題	・障害者支援センターは、障がい者の福祉の増進を図ることを目的として平成22年度に設置され、指定管理者により管理運営を行っている。 ・障害者支援センターが実施する福祉サービス事業は、市内でも民間事業者が提供するものが増加しており、行政が実施する必要性が低くなってきている。 ・指定管理者制度における運営上の制約が、社会ニーズに応じた事業者の弾力的なサービスの提供に一定の制限をかけている。						
取組概要	・障害者支援センターを民営化し、福祉サービスの質の向上を図る。 ※建物の譲渡、土地の貸与、提供するサービスの弾力化						
取組計画	取組内容		年度別計画				
			R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	不動産鑑定・施設の測量		➡				
	移管先の選定			➡			
	施設運営の引継ぎ			➡			
期待効果	民営化				➡		
	・民営化によるサービスの質の向上 ・指定管理料、施設管理費の削減による財源の再配分						
数値目標	指標名		現状値		目標値		
	定量的な効果（成果）として「歳出の削減」「収入の増加」などを見込んでいますが、数値目標として設定することは適切でないことから、定めないとします。						

基本方針	2 持続可能な行財政運営
------	--------------

取組	5 将来を見据えた公共施設等の計画的な管理
----	-----------------------

(関連取組)	基本方針2-取組2 歳出の抑制と財源の最適配分	基本方針2-取組3 適材適所による事業主体の見直し
--------	-------------------------	---------------------------

取組番号		取組名	高齢者就労指導センターのあり方の見直し				
体系番号	2-5-①						
主管部署	高齢者福祉課		関係部署	公共施設マネジメント課			
目的	社会情勢の変化などを踏まえた公共施設の効果的な活用を図る。						
現状・課題	・高齢者就労指導センターは、高齢者の就労に必要な技能の習得及び教養の向上に資することを目的として平成12年度に設置され、平成18年度以降は公益社団法人白井市シルバー人材センターが指定管理者として管理運営を行っている。 ・平成24年度の事業仕分けの結果（「必要性の再検討」）を受け、白井市シルバー人材センターへの無償貸与等が検討されたが、大規模な修繕の必要や施設の維持管理費用における課題があったことから見直しには至らなかった。 ・60才以上の市民が無料で利用できる会議室等は、周辺に類似の公の施設である福祉センターがあることもあり、令和6年度に行った市民アンケートで利用ニーズが低いことが確認された。						
取組概要	・公の施設としての高齢者就労指導センターの廃止（指定管理者制度の廃止）と、センターの設置目的である高齢者の就労支援などについて、事業の在り方を見直す。 ・センターの建物及び土地の活用について、今後の在り方を検討する。						
取組計画	取組内容		年度別計画				
			R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	市民への周知		→				
	高齢者就労指導センターの廃止			→			
	施設のあり方の検討		→				
期待効果	・高齢者のニーズに合った就労支援の実施 ・施設の効果的な活用 ・指定管理料の削減による財源の再配分						
数値目標	指標名		現状値		目標値		
	定量的な効果（成果）として「歳出の削減」などを見込んでいますが、数値目標として設定することは適切でないことから、定めないこととします。						

基本方針	2 持続可能な行財政運営
------	--------------

取組	5 将来を見据えた公共施設等の計画的な管理
----	-----------------------

(関連取組)	基本方針1-取組2 地域コミュニティづくりの推進	基本方針2-取組3 適材適所による事業主体の見直し
--------	--------------------------	---------------------------

取組番号		取組名	公民館等複合施設のあり方の見直し					
体系番号	2-5-①							
主管部署	生涯学習課			関係部署	公共施設マネジメント課・子育て支援課 高齢者福祉課・市民活動支援課			
目的	社会情勢の変化などを踏まえた公共施設の効果的な活用を図る。							
現状・課題	・公民館等の社会教育施設を主体とした複合施設※（白井駅前センター・西白井複合センター・桜台センター・富士センター）は、地域活動の拠点としての役割を担っている。 ※公民館・学習施設・児童館・老人憩いの家などの機能を持つ ・公民館や学習施設は、企業からの利用希望や、団体や個人からの営業や有料イベント等の場としての利用希望があるものの、法律や施設の性質により営利目的の利用が制限されているため、多様な地域活動のニーズへの柔軟な対応はできない状況になっている。 ・4施設は、いずれも築30年以上が経過しており、施設を存続するためには長寿命化工事などが必要となっている。 ・白井駅前センター、西白井複合センターが設置されている駅周辺地域は、公共施設の再配置も含め、地域の賑わいの創出と活性化を図るための整備を検討している。							
取組概要	社会情勢や地域ニーズを踏まえて、施設の再配置や公民館等のコミュニティセンター化など、各複合センターの機能や役割について今後のあり方を検討する。							
取組計画	取組内容			年度別計画				
				R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	施設のあり方の検討							
期待効果	・施設の効果的な活用 ・地域活動の活性化							
数値目標	指標名			現状値		目標値		
プロセスを重視する取組であり、定量的な数値目標の設定は難しいことから、定めません。								

プロセスを重視する取組であり、定量的な数値目標の設定は難しいことから、定めません。

基本方針	3 組織力の向上
------	----------

取組	1 効率的・効果的な行政組織の構築
----	-------------------

(関連取組)	-	-
--------	---	---

取組番号		取組名	職員の異動時期の弾力化				
体系番号	3-1-①						
主管部署	人事課		関係部署				
目的	組織と職員双方の最適な時期に異動を行うことにより、業務効率を高め、業務の継続性を保つ。						
現状・課題	・現在、職員の異動は、年度単位で、原則4月のみに実施している。 ・年度末・年度当初は、全庁的に年度切替に伴う事務が多くなることに加え、部署によっては繁忙期にも当たるため、業務の引継ぎが不十分になり、業務効率が低下することになる。 ・給付金支給など突発的・集中的な事務が生じた際は、必要に応じて、他部署職員の兼務等の対応をしている。 ・令和7年10月に、試行的に年度途中の職員異動を行った。（4人4部署）						
取組概要	・職員の異動の時期を4月に限定することなく、各部署の業務の繁閑、組織のニーズに応じて行うなど、弾力的なものとする。						
取組計画	取組内容		年度別計画				
			R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	試行実施						
	本格実施						
期待効果	・業務引継ぎの質の向上 ・業務の継続性の維持 ・異動職員の負担軽減とモチベーション向上						
数値目標	指標名		現状値		目標値		
プロセスを重視する取組であり、定量的な数値目標の設定は難しいことから、定めませんこととします。							

プロセスを重視する取組であり、定量的な数値目標の設定は難しいことから、定めません。

基本方針	3 組織力の向上
------	----------

取組	1 効率的・効果的な行政組織の構築
----	-------------------

(関連取組)	-	-
--------	---	---

取組番号		取組名	A I の活用					
体系番号	3-1-①							
主管部署	総務課			関係部署	各課			
目的	業務効率化により職員の業務負担を軽減するとともに、市民サービスの質の維持向上を図る。							
現状・課題	・令和5年11月に「ChatGPT等の生成AIの利用ガイドライン」を策定している。 ・行政専用ChatGPT（無料版）に登録し、全庁的に利用できる環境を整えた。 ・現在はインターネット環境のみで生成AIを利用しているが、インターネットからLGWAN環境（※）へのデータ持込みを制限しているため、一部運用に支障が生じている。 ・答弁作成等の一部の業務で利用されているが、データ分析や画像生成など、より効果的な活用方法について、検討・共有が進んでいない。また、生成された成果物に誤りが無いか、著作権等に問題はないか等の評価方法が共有されていない。 ・無料版の利用では、市独自のデータ等を学習させることができず、より効果的な活用が行えていない。							
取組概要	・LGWAN環境で利用できる新規の生成AIサービス導入に向け、試行・検討を行う。 ・生成AIをはじめとするAIの効果的な活用方法について、情報収集、研究、全庁的な情報共有を進める。							
取組計画	取組内容			年度別計画				
				R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	新規生成AIサービス導入に向けた検討							
	新規生成AIサービスの導入							
	AIの効果的な活用の研究・共有							
期待効果	・市民サービスの質の向上 ・業務効率化による職員の時間外勤務の削減							
	指標名			現状値		目標値		
数値目標	(仮) AIを活用した職員数			精査・検討中				
	(仮) AIを活用した業務数							

※外部からの不正アクセスを防止するために、インターネットとは分離された行政専用のネットワーク回線のこと

基本方針	3 組織力の向上
------	----------

取組	2 多様な人材の確保と育成
----	---------------

(関連取組)	-	-
--------	---	---

取組番号		取組名	多様な採用手法の導入										
体系番号	3-2-①												
主管部署	人事課				関係部署								
目的	採用試験応募者数を増やし、多様な人材の確保を図る。												
現状・課題	・市では、職員の採用は、基本的に印旛郡市合同により募集し、筆記試験（教養・専門）による選抜を行っている。 ・近年は、共同試験によるほか、市独自の試験により民間企業等の職務経験者を即戦力として募集、採用している。 ・他の自治体においては、面接重視の採用試験、離職者や公務員経験がある人材の採用枠を設けるなど、多様な採用手法を導入する自治体が増加しつつある。												
取組概要	・従前の試験方法、採用枠によらない多様な採用手法を検討し、実施する。												
取組計画	取組内容					年度別計画							
						R 8	R 9	R 1 0	R 1 1	R 1 2			
	新たな採用試験方法の検討					→							
	新たな採用試験方法の実施						→						
	新たな採用枠の検討					→							
	新たな採用枠の実施						→						
期待効果	・採用試験応募者数の増加 ・定数充足率の上昇												
数値目標	指標名					現状値			目標値				
	精査・検討中												

基本方針	3 組織力の向上
------	----------

取組	2 多様な人材の確保と育成
----	---------------

(関連取組)	-	-
--------	---	---

取組番号		取組名	外部人材の活用									
体系番号	3-2-②											
主管部署	人事課		関係部署	企画政策課・各課								
目的	専門知識や経験を有する外部人材を活用することにより、正規職員のみでは対応が困難な業務の補完や、課題の解決、サービスの質の向上を図る。											
現状・課題	・本市においては、附属機関や一部の業務において、学識経験者や専門資格を有する者を非常勤特別職として委嘱し、活用している。 ・令和4年度から、自衛隊出身者を、災害対策に関する任期付きの専門人材（危機管理監）として活用している。											
取組概要	・専門的な知識や経験を有する人材を任期付職員として雇用するなど、新たな外部人材の活用拡大を検討する。 ・官民連携協定や企業版ふるさと納税（人材派遣型）により、副業人材など外部人材の活用を検討する。											
取組計画	取組内容		年度別計画									
			R 8	R 9	R 10	R 11	R 12					
	専門外部人材の活用の検討											
	副業外部人材の活用の検討											
期待効果	・複雑・多様化する行政課題への柔軟な対応 ・外部人材との協働による職員の知識・スキルの向上											
数値目標	指標名		現状値		目標値							
	精査・検討中											

基本方針	3 組織力の向上
------	----------

取組	2 多様な人材の確保と育成
----	---------------

(関連取組)	-	-
--------	---	---

取組番号		取組名	派遣・交流人事の拡充				
体系番号	3-2-③						
主管部署	人事課		関係部署				
目的	派遣・交流先での実務経験を通じて、職員個人の幅広い知識の習得や能力の向上等を図る。						
現状・課題	・現在、職員の派遣先は、千葉県、広域連合、一部事務組合、公益財団法人等の公的機関のみとなっている。 ・職員の育成、人事交流の一環として、千葉県への研修派遣を行っている。						
取組概要	市の行政課題等を踏まえ、職員に必要な知識・能力の習得が可能な派遣先として、民間企業を含め、新たな派遣先や交流先の拡充を検討、実施する。						
取組計画	取組内容		年度別計画				
			R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	新たな派遣・交流先の検討						
	新たな派遣・交流人事の実施						
期待効果	・職員の知識・スキルの向上						
数値目標	指標名		現状値		目標値		
	精査・検討中						

基本方針	3 組織力の向上
------	----------

取組	2 多様な人材の確保と育成
----	---------------

(関連取組)	基本方針3-取組3 魅力のある職場づくり	—
--------	----------------------	---

取組番号		取組名	階級別研修・育成の充実				
体系番号	3-2-③						
主管部署	人事課		関係部署				
目的	階級に応じた研修や人材育成の仕組みを充実させることにより、組織目的・目標の達成へと導ける人材を育成する。						
現状・課題	・管理職（部長、課長、係長等）については、外部研修機関を活用した階級別の研修を実施して、マネジメントの基礎の習得を図っている。 - 一方、内部研修については、階級別研修の計画的な実施が課題となっている。 ・若手・中堅職員が自己のキャリアを考え、自発的な能力開発を促進するための機会や研修の提供、キャリアパスの提示など、職員一人ひとりのキャリアデザインを支援する取組が十分に整備されていない。 ・幹部候補の育成や専門分野の知識・能力向上のため、自治大学校や市町村アカデミー等の外部研修機関において特定の期間（数日～数箇月）で集中的に行う研修を活用している。						
取組概要	・組織運営を担う管理職について、マネジメントスキルの向上のための研修を充実させる。 ・業務を通じた人材育成を担う管理職について、部下のキャリア形成の支援に関する研修を実施する。 ・若手・中堅職員の主体的なキャリアデザインを支援する取組（研修、キャリアパス、メンター制度等）を検討し、実施する。						
取組計画	取組内容		年度別計画				
			R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	管理職における階級別研修の充実						
	キャリアデザインに係る取組の検討						
	キャリアデザインに係る取組の実施						
期待効果	・組織全体の生産性の向上 ・職員のやりがい向上 ・離職の防止・採用応募者の増加						
	指標名		現状値		目標値		
数値目標	精査・検討中						

基本方針	3 組織力の向上
------	----------

取組	3 魅力のある職場づくり
----	--------------

(関連取組)	基本方針3-取組2 多様な人材の確保と育成	—
--------	-----------------------	---

取組番号		取組名	指標と数値に基づく職場環境の改善					
体系番号	3-3-①							
主管部署	人事課		関係部署					
目的	職員個人の働きがいや組織へのエンゲージメント（帰属意識）の向上を図り、組織全体の生産性の向上等に繋げる。							
現状・課題	・毎年、職員の健康状態については、ストレスチェック（法定）を行い、組織全体の傾向を数値化している。							
取組概要	職員個人の意識や職場環境の満足度をアンケート調査等により数値で可視化し、組織全体の課題を把握して、解決策を検討する。							
取組計画	取組内容		年度別計画					
			R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
	職場改善に資する指標の検討		➡					
	職場改善に資する指標・数値目標の設定		➡					
	職員アンケート等の実施		➡					
期待効果	・離職の防止、採用応募者の増加 ・組織全体の生産性の向上							
数値目標	指標名		現状値		目標値			
	※取組の進捗に応じて定める							
	指標と数値目標を設定すること自体が取組の一部であるため、 取組の進捗に応じて、計画の改定により記載することとします。							

基本方針	3 組織力の向上
------	----------

取組	3 魅力のある職場づくり
----	--------------

(関連取組)	基本方針2-取組2 歳出の抑制と財源の最適配分	基本方針3-取組1 効率的・効果的な行政組織の構築
--------	-------------------------	---------------------------

取組番号		取組名	開庁時間の短縮・フロントヤード改革の推進					
体系番号	3-3-①							
主管部署	総務課		関係部署	窓口業務各課				
目的	職員の働き方の改善を図るとともに、市民サービスの質の向上を図る。							
現状・課題	・市の窓口の開庁時間は、勤務時間と同一の時間である午前8時30分から午後5時15分までとなっている。 ・一部の部署においては、開庁前の準備、閉庁後の片付けや残務処理など、恒常的に時間外業務が発生している。また、部署内で行う打合せ・会議は、勤務時間外に行わざるを得ない状況になっている。							
取組概要	・窓口来庁者数等を考慮した上で、開庁時間を短縮する。 ・開庁時間の短縮と併せて、オンラインで可能な手続（「来ない窓口」）の拡充や、窓口手続に要する時間の短縮（「書かない窓口」）などを推進する。							
取組計画	取組内容		年度別計画					
			R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
	開庁時間の短縮の実施		➡					
	オンライン手続の拡充							➡
	「書かない窓口」の検討・実施							➡
オンライン手続の拡充・「書かない窓口」実施のためのBPRの検討・実施							➡	
期待効果	・離職の防止、採用応募者の増加 ・職員の時間外勤務の削減 ・市民サービスの利便性と質の向上							
数値目標	指標名		現状値		目標値			
	(仮) オンラインで可能な手続の数							
	(仮) オンライン手続利用率							

精査・検討中

精査・検討中

基本方針	3 組織力の向上
------	----------

取組	3 魅力のある職場づくり
----	--------------

(関連取組)	基本方針3-取組2 多様な人材の確保と育成	—
--------	-----------------------	---

取組番号		取組名	勤務形態の弾力化			
体系番号	3-3-②					
主管部署	人事課	関係部署				
目的	職員個人のライフスタイルに応じた働き方を実現し、ワークライフバランスの充実や、離職防止、採用応募者数の増加を図る。					
現状・課題	・令和6年度に自宅でもLGWAN回線を使用できる環境を整備、令和7年度には電子決裁を導入し、テレワークを活用しやすい環境づくりを進めている。 ・基本の勤務時間（8：30～17：15）から朝夕の前後1時間の勤務時間帯を変更できる時差出勤制度を導入している。 ※早出 7：30～16：15、遅出 9：30～18：15 ・先進自治体においては、勤務時間・日数の自由度がより高いフレックス勤務制度や選択的週休3日制度も導入されつつある。					
取組概要	・テレワーク利用率の向上に資する、制度・環境の改善の検討、整備を行う。 ・時差出勤の拡充、弾力化を検討、実施する。 ・時差出勤制度の利用状況や課題を考慮し、更なる勤務形態の弾力化について研究、検討する。					
取組計画	取組内容		年度別計画			
			R 8	R 9	R 10	R 11 R 12
	テレワーク利用の向上に資する制度等の改善の検討・整備		→			
	時差出勤制度の拡充、弾力化の検討		→			
	時差出勤制度の拡充、弾力化の実施			→		
期待効果	更なる勤務形態の弾力化の研究・検討					→
	・離職の防止、採用応募者の増加 ・組織全体の生産性の向上					
数値目標	指標名		現状値		目標値	
	(仮) テレワーク利用者or利用延べ回数					
	(仮) 時差出勤制度利用者数					

精査・検討中

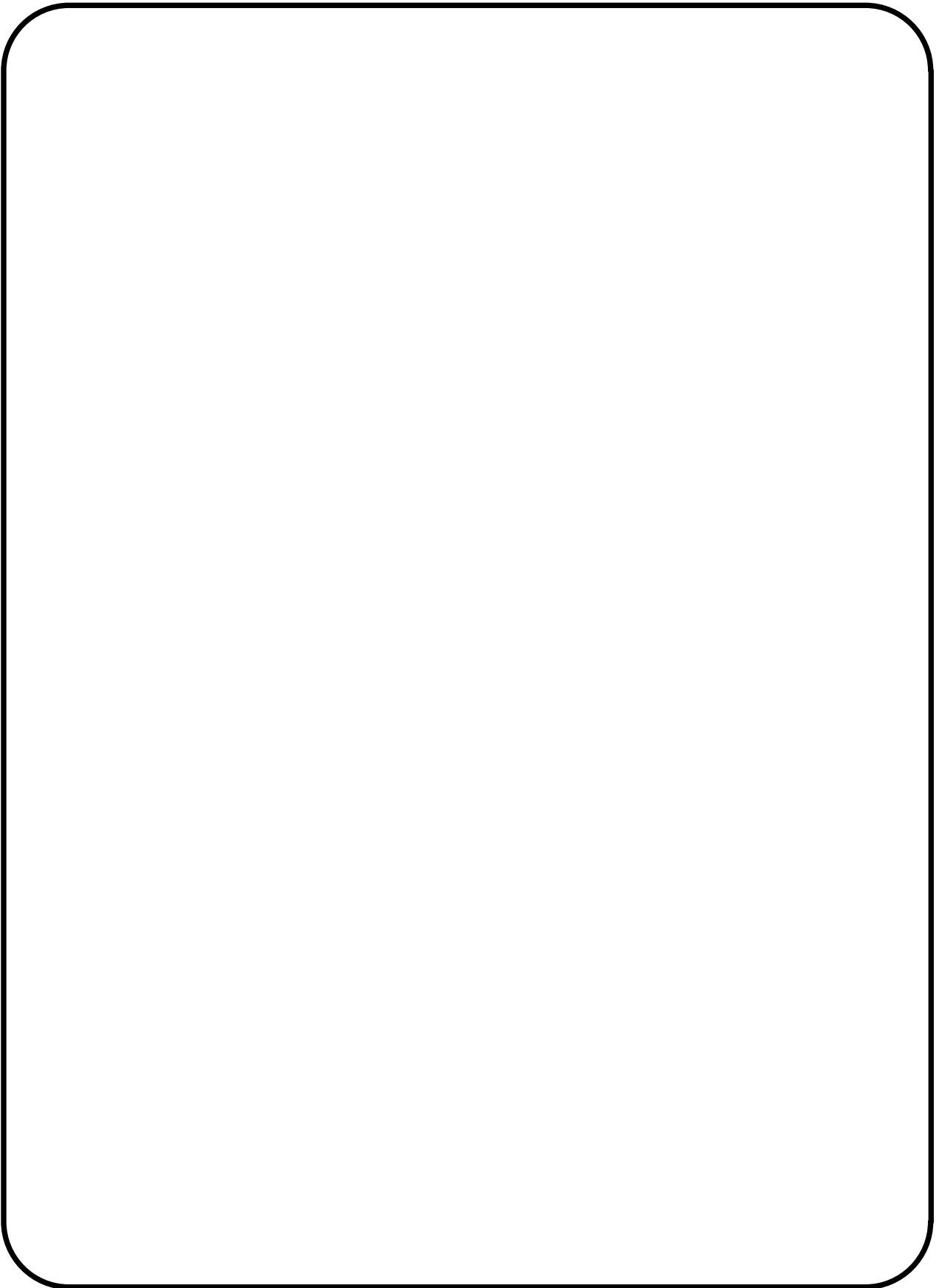
基本方針	3 組織力の向上
------	----------

取組	3 魅力のある職場づくり
----	--------------

(関連取組)	-	-
--------	---	---

取組番号		取組名	オフサイトミーティングの活用					
体系番号	3-3-③							
主管部署	人事課			関係部署	各課			
目的	風通しの良い職場環境を構築する。							
現状・課題	・令和6年2月に、「気軽にまじめな話をする」ことをコンセプトに「安心して言いたいことが言えて、聴き合える」場・機会を提供し、風通しの良い職場環境を構築することを目的として、オフサイトミーティング実施要綱を策定した。 ・人事部署が主催し、人材育成推進に要する事業の一環として、昼食時と勤務時間内に試行的に実施した。							
取組概要	・オフサイトミーティングの活用を推進する。							
取組計画	取組内容			年度別計画				
				R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
	オフサイトミーティングの活用							
期待効果	・組織全体の生産性の向上							
数値目標	指標名			現状値		目標値		
	(仮) オフサイトミーティング実施回数			精査・検討中				
	(仮) オフサイトミーティング参加者数							

【用語説明】



白井市公共施設等総合管理計画の主な変更点について

1 改定の方針

改定の方針としては、現行計画の整理を行うとともに、より実効性の高い計画への転換を図る。

方針 1

最適配置の推進と財政負担の軽減・平準化

総合管理計画とは別に定めている「白井市公共施設の最適配置等検討方針」を廃止し、当計画内で最適配置方針を新たに定める。

当方針では、長寿命化などの維持管理のほか、用途変更や再配置、統廃合などの多角的施策によって地域ニーズに即した最適な公共施設配置を目指すとともに、財政負担の軽減・平準化を図る。

方針 2

実効性のある取組体制の構築

現行計画で定めている取組体制について整理し、施策レベルに応じた実効性のある全庁的な取組体制を構築する。

2 改定後の計画における現行計画からの主な変更点について

目次構成については、現行計画を踏襲していますが、現行計画からの主な変更点は以下の通りです。

※主な変更点以外は、時点更新となります。

改定後の計画の目次	今回の改定における主な変更点
第 1 章 公共施設等総合管理計画について 第 1 節 背景と目的 第 2 節 計画の位置付け 第 3 節 計画期間 第 4 節 対象施設	P5 (P. 3) ➤ 全体課題への抜本的な対応に、実効性のある取組体制の整備を図ることを記述 ➤ 策定の目的を示した図に、目的の下支えとして、「より実効性のある取組体制の整備」があることを追加 ➤ 適切な維持管理の実現 → 適切な最適配置・サービスの向上の更なる推進に変更

方針 2

方針 1

第2章 白井市の概要 第1節 沿革 第2節 地理	➤ 変更なし
第3章 公共施設等の現況 第1節 公共施設等の現況 第2節 人口 第3節 財政	P6 (P. 36) ➤ 第1節 公共施設等の現況に貸借対照表における固定資産の状況を追加した。 ➤ 要約貸借対照表、公共施設の統廃合等の検討に利用する例として、行政目的別・施設別減価償却費活用のイメージを掲載 ➤ 総資産約 964 億円に対して、有形固定資産は約 862 億円であり約 90%を占める
第4章 公共施設等の将来の見通し 第1節 公共施設等に係る更新費用の推計 第2節 個別施設計画を反映させた場合の更新費用推計 第3節 中長期的な経費と財源の見込み	➤ 第3章から分離 P7～ (P. 57) ➤ 第1節 法定耐用年数を参考にした耐用年数を設定し、当該年数到来後に建替えをする場合の更新費用推計（単純更新） P10～ (P. 60) ➤ 第2節 長寿命化対策を計画的に実施することを前提とした更新費用推計 ※建物の屋根、外部などの部位ごとに周期を設定し、計画的に修繕や更新を実施する前提とした推計。 ➤ 第3節 中長期的な経費と財源の見込 ※精査中
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 第1節 現状や課題に関する基本認識 第2節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 第3節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・	➤ 別表に詳細を記載

共有方策 第4節 PDCAサイクルの推進方針	
第6章 施設理型ごとの管理に関する基本的な方針 第1節 建築系公共施設 第2節 土木系公共施設 第3節 土地	➤ 精査中

第5章の現行計画からの主な変更点

表題	現行の記載内容	主な変更点
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針		
第1節 現状や課題に関する基本認識		
	現状：特定の時期に施設整備が集中、人口減少と高齢者の増加が顕著、歳入の減少に伴い歳出の抑制が必須 課題：一斉に訪れる公共施設の更新に備える必要、計画的な維持管理によって機能維持を図る必要、官民連携による効率的・効果的な施設管理の必要	P20 (P. 73) 課題認識として、長寿命化工事を講じたとしても、物価や工事労務単価の上昇に伴う工事費の上昇や年数の経過による期間内での更新対象施設の増加によって、更新費用の大幅な増加が見込まれる。 ↓ P21 (P74) 現状や課題に関する基本認識のまとめ ・ 時代のニーズに合った公共施設のあり方を検討する必要性 ・ 現在の規模で公共施設等を維持し続けることの困難性 ・ 今後一斉に訪れる公共施設の更新に備える必要性 ・ 官民連携による効率的かつ効果的な施設管理の必要性
第2節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方		
第1項 公共施設マネジメント目標	3つのマネジメント目標 ①将来の更新に対する計画的な取組 ②有効活用の視点に基づく維持管理の推進 ③官民連携手法の積極的な活用	P22 (P. 75) 3つのマネジメント目標の見直し ①時代の変化に合った公共施設の最適配置 P23 (P. 76) ②将来の更新に対する計画的な取組 ③官民連携手法を活用した地域の活性化

方針1

第2項 数値目標	計画期間における将来の更新費用の不足額 258 億円の削減を目標として、3つの取組（長寿命化によるトータルコストの削減、総量（床面積）縮減による更新費用の削減、維持管理費用の削減・歳入の確保）を行う 資料3 現行計画 数値目標	P25（P. 78） 更新費用の具体的な不足額については、精査中であり、取組の効果の数値化による数値目標の立て方等を含めて現在検討中。
第3項 公共施設の最適配置基本方針	新設	P26～（P. 79～P. 88） 公共施設の最適配置基本方針を新たに計画内に位置づけした。 目的：市民サービスの向上、公共施設の効率的かつ効果的な維持管理が適切に図れるよう、公共施設の最適配置を推進するため。
第4項 公共施設等の適正管理に係る実施方針	各方針を記載	総務省「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（令和5年10月10日改訂）を反映 P37～P38（P. 90～P. 91） 現行計画に新たな方針を追加 ・脱炭素化の推進方針 公共施設の維持管理等にあたっては、実情に即しながら再生可能エネルギー、脱炭素化への対策強化を図ることで、エネルギー利用の最適化を図る。 ・地方公会計（固定資産台帳等）の活用方針 ・保有する財産の活用や処分に関する基本方針 白井市公有財産利活用基本方針を踏まえて、より戦略的観点でのマネジメントを行う。 ・地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携に関する

方針1

		る基本方針
第3節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策		
第1項 取組体制	全庁横断的な取組体制を構築する 【統括部門】市長の指揮命令を補佐し、施設所管部門間の情報共有と全体調整を図る 【実施部門】各施設の所管部門が施設の維持管理に従事する	P39 (P. 92) 政策的判断のレベルに応じて、二層構造の取組体制を構築し、課題の検討や意思決定を行う。 まず、施設の大規模な保全工事の前段階で最適配置の検討を行うための現状把握・施設の機能の見直しの必要性検討（検討の結果） ①既存の場所で、既存の施設として保全工事を実施 ※統括部門と実施部門による横断的検討・推進体制 ②機能の見直し等が必要な場合は、「中心都市拠点・生活拠点づくり事業」などの民間開発の誘導によるエリア価値向上の取組プロジェクト等による検討・推進体制と連携 ※市長、副市長、教育長、部長等で組織する行政経営戦略会議に諮り、市長の指示のもと戦略的意思決定
第2項 情報共有方策等	全庁的な取組体制のもとでの情報共有に係る方策	P40 (P. 93) 変更なし
第4節 PDCAサイクルの推進方針		
	実効性を確保するため、PDCAサイクルを活用し、継続的な取り組みを行う	P41 (P. 94) ・本計画は、個別施設計画との整合を図りつつ、社会情勢の変更に対応させるため、10年ごとに全体的な見直しを行う（定期見直し） ・個別施設計画（工程表）のローリング ① 政策的判断が必要な事項

方針2

方針2

		エリア価値向上の取組等の政策的判断が必要な事項は、総合計画が前期・後期の各5年周期で実施されることを踏まえ、総合計画との連携を図るため、5年の周期でPDCA サイクルを実施します。 ② 政策的判断が不要な事項 政策的判断が必要でない保全工事は、個別施設計画で毎年の実施計画を策定していることから、毎年度PDCA サイクルを実施します。
--	--	---

今後の予定

時期	実施事項
令和8年1月27日	第7回行政経営審議会 改訂公共施設等総合管理計画素案の意見聴取（予定）
令和8年1月末～2月末	パブリックコメントの実施
令和8年3月	第8回行政経営審議会 改訂公共施設等総合管理計画の決定（予定）
令和8年3月	行政経営戦略会議 改訂公共施設等総合管理計画の報告



白井市公共施設等総合管理計画 (改定案) 抜粋

平成 29 年 3 月
(令和 8 年 3 月改訂)
白 井 市

【 目 次 】

第 1 章 公共施設等総合管理計画について	2
第 1 節 背景と目的.....	2
第 2 節 計画の位置付け.....	4
第 3 節 計画期間.....	5
第 4 節 対象施設.....	6
第 2 章 白井市の概要	15
第 1 節 沿革.....	15
第 2 節 地理.....	15
第 3 章 公共施設等の現況	17
第 1 節 公共施設等の現況.....	17
第 1 項 建築系公共施設の現況	17
(1) 用途分類別の数量.....	17
(3) 建築年度別・用途分類延床面積.....	19
(4) 市民一人当たり延床面積.....	21
(5) 施設の複合化や併設の状況.....	22
(6) 維持管理費用の状況.....	25
(7) 指定管理者制度の導入状況.....	26
(8) 耐震化の状況.....	27
第 2 項 土木系公共施設の現況	28
(1) 道路	28
(2) 橋りょう	28
(3) 上水道	29
(4) 下水道	30
(5) 公園	31
(6) その他土木系公共施設（工作物）.....	31
第 3 項 土地	32
第 4 項 公共施設等の経過	33
(1) 過去に行った対策の実績.....	33
(2) 施設保有量の推移.....	34
第 5 項 貸借対照表における固定資産の状況	36
第 2 節 人口.....	38
第 1 項 総人口の推移と将来推計	38
第 2 項 年齢三区分別の推移と将来推計	38
第 3 項 地域別の人口	40
(1) 人口総数及び人口密度.....	40
(2) 町丁目別の年齢三区分別人口割合.....	41
第 3 節 財政.....	44

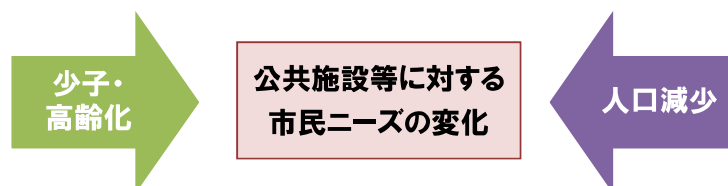
第1項 普通会計	44
(1) 歳入総額の推移.....	44
(2) 歳出総額の推移（性質別）.....	45
(3) 工事請負費関連の推移.....	46
(4) 財政推計	47
(5) 基金残高	48
(6) 一部事務組合等への負担金.....	49
第2項 水道事業会計（法適用）	49
第3項 下水道事業会計（法適用）	50
第4章 公共施設等の将来の見通し	53
第1節 公共施設等に係る更新費用の推計（単純更新）.....	53
第1項 推計条件	53
(1) 建築系公共施設.....	53
(2) 土木系公共施設.....	54
第2項 推計結果	55
(1) 建築系公共施設.....	55
(2) 土木系公共施設.....	56
(3) 公共施設等の将来更新費用推計.....	57
(4) 公共施設等の将来更新費用推計（上水道及び下水道を除く）.....	58
第2節 個別施設計画を反映させた場合の更新費用推計.....	60
第1項 推計条件	60
(1) 建築系公共施設.....	60
(2) 土木系公共施設.....	62
第2項 長寿命化対策を反映した更新費用の試算結果	63
(1) 建築系公共施設.....	63
(2) 土木系公共施設.....	64
(3) 長寿命化対策を反映した公共施設等の将来更新費用推計.....	65
(4) 長寿命化対策を反映した公共施設等の将来更新費用推計（上水道及び下水道を除く）	66
(5) 長寿命化対策による効果額.....	68
第3節 中長期的な経費と財源の見込み.....	69
第1項 今後10年間の見込み	69
第2項 今後40年間の見込み	70
第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	72
第1節 現状や課題に関する基本認識.....	72
(1) 顕著な人口減少と高齢化.....	72
(2) 歳入の減少に伴った歳出の抑制の必要性.....	72
(3) 特定時期に集中して整備した公共施設の老朽化.....	72

(4) 更新費用の増加に伴う財源の不足.....	73
第2節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	75
第1項 公共施設マネジメント目標	75
(1) 時代の変化に合った公共施設の最適配置.....	76
(2) 将来の更新に対する計画的な取組.....	76
(3) 官民連携手法を活用した地域の活性化.....	77
第2項 取組目標（数値目標）	79
(1) 算定の根拠.....	79
(2) 更新費用の縮減に向けた取組.....	79
第3項 公共施設の最適配置基本方針	80
第4項 公共施設等の適正管理に係る実施方針	90
第3節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	93
第1項 取組体制	93
第2項 情報共有方策等	94
第4節 P D C Aサイクルの推進方針.....	95
(1) 公共施設等総合管理計画の見直し.....	95
(2) 個別施設計画（工程表）のローリング.....	95
第6章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	97
第1節 建築系公共施設.....	97
第1項 学校教育系施設	97
第2項 市民文化系施設	101
第3項 社会教育系施設	104
第4項 スポーツ・レクリエーション系施設	108
第5項 子育て支援施設	112
第6項 保健・福祉施設	116
第7項 行政系施設	121
第8項 公園内建築物	125
第9項 上水道排水施設	126
第10項 下水道処理施設	127
第11項 自転車等駐車場	128
第12項 その他建築系公共施設	130
第2節 土木系公共施設.....	132
第1項 道路・橋りょう	132
第2項 上水道	132
第3項 下水道	133
第4項 公園	133
第5項 その他土木系公共施設	134
第3節 土地.....	134

ー人口構造の変化に伴う市民ニーズへの対応の必要性ー

本市の総人口は近い将来に減少に転じ、年齢構成別にみると、かつて昭和 55 年当時には 15 歳未満の年少人口が市民の約 3 割を占めていた状況から一変し、今から約 20 年後には、65 歳以上の老年人口が市民の 35.6% を占めることが予測されています。こうした、人口構造の変化によって、公共施設等に対する市民のニーズは大幅に変化していきます。

変化する市民ニーズに対応し、市民サービスを維持・向上させるため、公共施設の最適配置のさらなる推進を行う必要があります。



ー全体課題への抜本的な対応へー

公共施設等の個別課題への対応に関する取組をさらに進め、本市が直面している財政、人口の将来見通しを踏まえつつ、公共施設等に関する様々な課題に適正に対処するために、本市の全ての公共施設等を対象とし、長期的な視点に立った「総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を取りまとめることとし、平成 29 年 3 月に「白井市公共施設等総合管理計画（以下、本計画）」を策定し、令和 4 年 3 月に改訂しました。

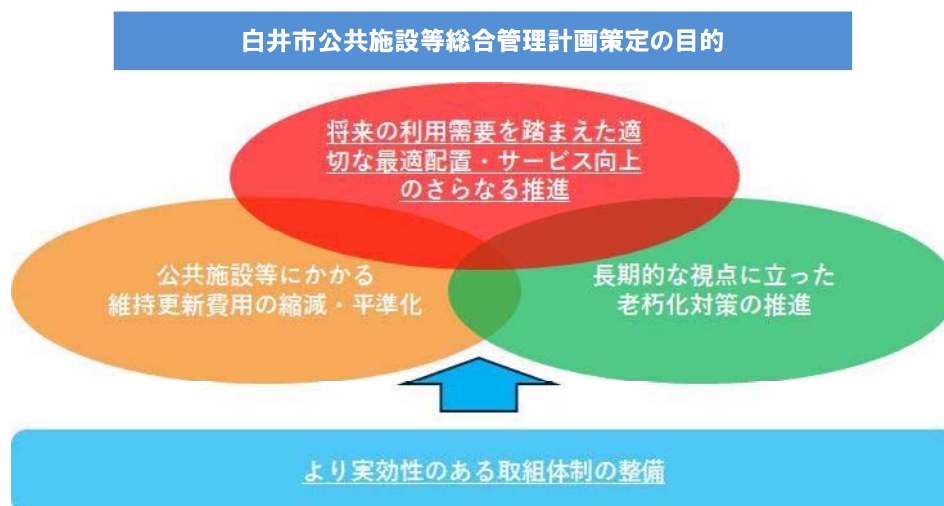
本計画の策定以来、長寿命化・耐震化の推進、最適配置の促進、官民連携の強化など、様々な取組を進めてきました。しかし、策定当時と比べて公共施設の老朽化や経常的支出の増加、更新費用のさらなる増大、人口構造の変化に伴う市民ニーズの多様化が、より一層進行しています。そのため、本計画に基づく取組を一層推進していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、本計画の見直しを行うとともに、推進に向けたより実効性のある取組体制の整備を図るため、本計画を改訂することとしました。

なお、本計画は、総務省の策定指針^(注1)や国の「インフラ長寿命化計画」^(注2)に準拠しています。

(注1) 「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(総務省・平成 26 年 4 月 22 日)

(注2) 国土交通省・平成 25 年 11 月



第3章 公共施設等の現況

第1節 公共施設等の現況

第5項 貸借対照表における固定資産の状況

統一基準に基づく財務書類の中でも貸借対照表を用いて、市が保有する公共施設・インフラを含めた資産の全体像と将来返済すべき負債を包括的に把握することが可能です。こうした全体像の把握は、新設・統廃合・改修といった施策を検討する際、施設ごとの資産価値や減価償却累計額を参照することで、コスト対効果分析や将来的な負担額予測を根拠あるものとして実施するために有用です。また、固定資産台帳の取得日・耐用年数・面積・減価償却額などを整理することで、施設ごとのライフサイクルや必要な更新・改修投資規模も明確になります。

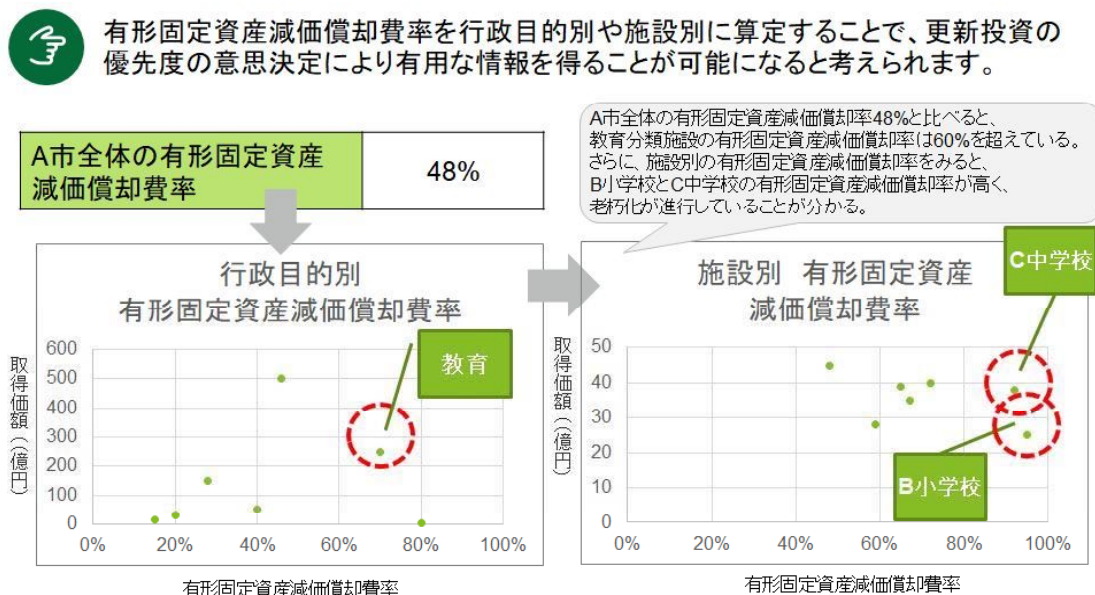
公共施設は、貸借対照表上、有形固定資産に分類されます。白井市の一般会計等の財務書類において、総資産約964億円に対して、有形固定資産は約862億円と約90%を占めています。

表3-3 要約貸借対照表(令和5年度末時点)

(単位: 百万円)

科目	金額	科目	金額
固定資産	93,693	固定負債	31,408
有形固定資産	86,201	地方債	18,540
事業用資産	56,070	その他の固定負債	12,868
インフラ資産	30,005	流動負債	3,969
その他の有形固定資産	125	1年内償還予定地方債	1,780
その他の固定資産	7,493	その他の流動負債	2,190
流動資産	2,704	純資産	61,020
資産合計	96,398	負債・純資産合計	96,398

表3-4 行政目的別・施設別減価償却費活用のイメージ



(注) 数値は、図表作成のために仮に設定したものです。

第4章 公共施設等の将来の見通し

第1節 公共施設等に係る更新費用の推計

(3) 公共施設等の将来更新費用推計

建築系公共施設と土木系公共施設を合算した公共施設等の更新費用の総額は、40年間で2,632億円であり、1年当たりの平均額では、約66億円の更新費用が必要となります。

市における公共施設等に係る工事請負費等の過去の実績は、年平均で約15億円（P46表3-37合計欄の平均）であり、これを更新費用に充当可能な財源の見込み額であると仮定すると、現在保有している全ての施設を更新し続けるためには、充当可能な財源見込み額の約4.4倍の更新費用が必要となります。

40年間の更新費用総額:2,632億円(年平均約66億円)



図4-6 公共施設等の更新費用推計(建築系及び土木系)

表4-7 公共施設等の更新費用(10年ごと)(建築系及び土木系)

	建築物	道路	橋りょう	公園	上水道	下水道	合計	構成比	累積
1-10年目	630	73	17	6	35	384	1,144	43%	43%
11-20年目	231	73	56	6	46	201	612	23%	67%
21-30年目	188	73	166	6	28	145	605	23%	90%
31-40年目	91	73	68	6	9	24	271	10%	100%
40年合計	1,139	292	306	22	118	754	2,632		
年平均	28.5	7.3	7.7	0.6	2.9	18.8	65.8		
40年合計(構成比)	43.3%	11.1%	11.6%	0.9%	4.5%	28.6%	100.0%		

(注) 小数点第1位を四捨五入して表記しているため、表記上の合計が累積と一致しない箇所があります。

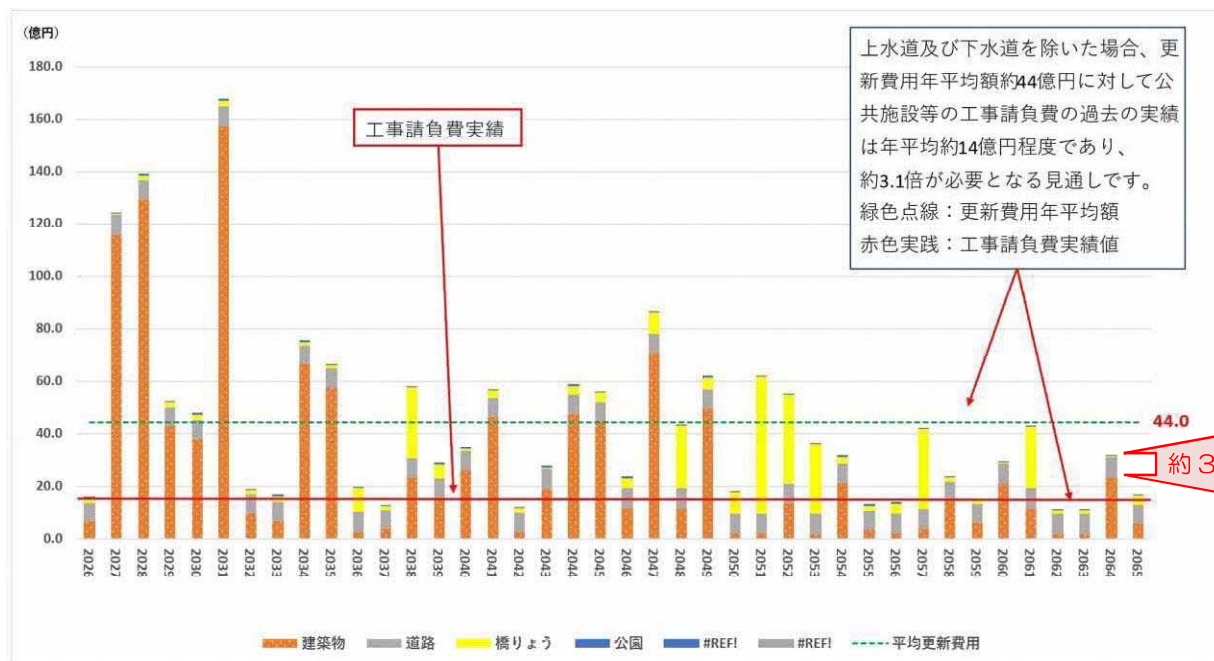
（４）公共施設等の将来更新費用推計（上水道及び下水道を除く）

土木系公共施設のうち、地方財政法などにより公営企業として独立採算による経営を行うこととなっている上水道及び下水道を除いた場合、建築系公共施設と土木系公共施設（上水道及び下水道を除く）を合算した公共施設等の更新費用の総額は、40年間で1,761億円であり、1年当たりの平均額では、約44億円の更新費用が必要となります。

また、上水道及び下水道を除く、市における公共施設等に係る工事請負費等の過去の実績は、年平均で約14億円（P46表3-37小計欄の平均）であり、これを更新費用に充当可能な財源の見込み額であると仮定すると、現在保有している全ての施設を更新し続けるためには、充当可能な財源見込み額の約3.1倍の更新費用が必要となります。

なお、上水道及び下水道の更新費用については、独立採算が原則のため、公共施設等の将来更新費用から除いていますが、上水道事業及び下水道事業の経営状況によっては、一般会計からの繰出金による影響があることから、独立採算を維持できるよう経営基盤の強化に努めます。

40年間の更新費用総額：1,761億円（年平均約44億円）



（注）上水道（配水管）、下水道（管きょ）のほか、建築系公共施設における污水圧送施設（中継ポンプ場及びマンホールポンプ場）の更新費用を除いています。

表4-9 公共施設等の更新費用(10年ごと)(上水道及び下水道を除いた場合)

(億円)

	建築物	道路	橋りょう	公園	合計	構成比	累積
1-10年目	630	73	17	6	725	41%	41%
11-20年目	231	73	56	6	365	21%	62%
21-30年目	188	73	166	6	432	25%	86%
31-40年目	91	73	68	6	238	14%	100%
40年合計	1,139	292	306	22	1,761		
年平均	28.5	7.3	7.7	0.6	44.0		
40年合計(構成比)	64.7%	16.6%	17.4%	1.3%	100.0%		

(注) 小数点第1位を四捨五入して表記しているため、表記上の合計が累積と一致しない箇所があります。

第2節 個別施設計画を反映させた場合の更新費用推計

第1項 推計条件

(1) 建築系公共施設

- ・建築系公共施設を長寿命化する場合の更新費用の推計に当たっては、個別施設計画を策定し、個別施設計画の中で更新費用を試算している場合には当該試算結果を集計し、上記以外の場合については、下記の長寿命化対策を実施することを前提として更新費用を試算することとします。

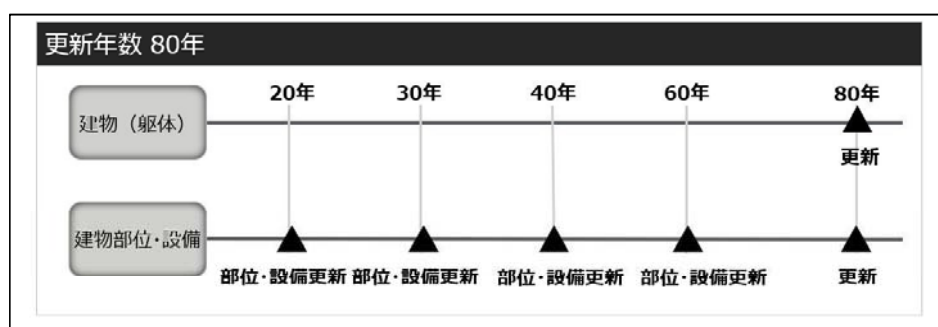


図4-10 公共施設の更新に対する基本的な考え方

- ・図4-10に示すとおり、建物部位（屋根・外部）及び設備の計画的な修繕や更新により、長寿命化を図ります。
- ・建物（躯体）については、公共施設の類型ごとに、更新年数経過後に現在と同じ延床面積で更新すると仮定し、延床面積に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。
- ・建物部位（屋根・外部）及び設備については、昇降機を除き、部位・設備ごとの更新単価に延床面積等を乗じることにより、更新費用を試算します。昇降機は、1基あたりの更新単価に設置基数を乗じることにより、更新費用を試算します。ただし、「白井市学校施設の長寿命化計画」の対象施設については、上記の試算方法ではなく、「白井市学校施設の長寿命化計画」において今後の維持・更新コスト（長寿命化型）で算定した費用を更新費用として試算します。
- ・設備・部位ごとの更新単価と更新周期については、「令和5年度版建築物のライフサイクルコスト（一般社団法人建築保全センター編 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に物価変動等を考慮して、次の通り設定します。

表4-11 更新単価

(単位：円)

区分	工事内容	小規模M庁舎	中規模C庁舎	中規模K庁舎	大規模G庁舎	S小学校(校舎)	S小学校(体育館)	中層U住宅(4階)	高層N住宅(8階)	A地区センター
建築	屋根	7,100	6,200	3,200	2,300	10,700	20,000	5,900	4,500	50,500
	外部	20,200	13,700	15,700	7,200	9,500	16,300	19,200	14,200	21,900
	外部建具	15,500	7,400	9,900	5,400	12,200	8,400	10,700	10,800	16,900
	内部建具	13,600	9,800	9,200	7,500	17,800	3,600	4,500	6,500	13,600
	内部	105,100	76,700	58,900	75,900	75,700	63,900	95,600	93,100	88,400
	外構	9,000	3,100	2,200	2,800	1,000	-	10,000	5,300	22,200
電力	電力	27,400	31,800	31,500	28,300	17,300	15,400	15,600	10,800	22,700
	受変電	-	11,900	11,200	8,200	11,000	-	-	-	-
	電力貯蔵・発電	28,700	9,900	17,500	12,100	-	-	-	-	-
	通信・情報	16,500	12,900	11,500	20,100	11,700	9,100	5,600	11,100	18,700
	中央監視	-	-	-	3,400	-	-	-	-	-
	避雷・屋外	1,300	1,500	1,600	700	1,700	-	2,000	3,000	1,900
機械	空調	48,900	45,700	59,100	48,900	31,300	13,000	3,500	2,600	65,900
	換気	14,700	10,700	6,600	8,900	13,500	6,100	14,200	29,100	7,100
	排煙	-	-	-	7,600	-	-	-	-	-
	自動制御	-	23,300	19,500	15,900	3,200	-	-	-	-
	給排水衛生	37,600	46,000	25,800	20,800	46,400	17,500	98,600	77,000	29,500
	消火	-	-	2,700	6,500	2,700	1,500	-	1,900	-
足場	昇降機	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000
	足場	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400	8,400

表4-12 更新周期

(単位：年)

区分	工事内容	小規模M庁舎	中規模C庁舎	中規模K庁舎	大規模G庁舎	S小学校(校舎)	S小学校(体育館)	中層U住宅(4階)	高層N住宅(8階)	A地区センター
建築	屋根	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	外部	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	外部建具	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	内部建具	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	内部	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	外構	40	40	40	40	40	0	40	40	40
電力	電力	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	受変電	-	30	30	30	30	-	-	-	-
	電力貯蔵・発電	30	30	30	30	-	-	-	-	-
	通信・情報	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	中央監視	-	-	-	20	-	-	-	-	-
	避雷・屋外	20	20	20	20	20	20	20	20	20
機械	空調	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	換気	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	排煙	-	-	-	40	-	-	-	-	-
	自動制御	-	20	20	20	20	-	-	-	-
	給排水衛生	40	40	40	40	40	40	40	40	40
	消火	-	-	40	40	40	40	-	40	-
足場	昇降機	30	30	30	30	30	-	30	30	-
	足場	20	20	20	20	20	20	20	20	20

(2) 土木系公共施設

① 道路

- ・「舗装修繕計画」で試算した結果を用います。

② 橋りょう

- ・「白井市橋梁長寿命化修繕計画」における予防保全型（平準化後）において試算した結果を用います。

③ 公園

- ・「白井市公園施設長寿命化計画」で試算した結果を用います。

④ 上水道

- ・「白井市水道事業アセットマネジメント計画」における更新基準年数で更新した場合で試算した結果を用います。

⑤ 下水道

- ・単純更新する場合に試算した将来更新費用と同額が発生するものとします。

⑥ 共通

- ・維持管理・修繕費用は、直近の実績額を元に各所管課で試算した平均額が、今後も継続して発生するものと設定します。ただし、上水道の R7 年度～R12 年度までは「経営戦略」における修繕費を用います。

第2項 長寿命化対策を反映した更新費用の試算結果

(1) 建築系公共施設

今後40年間で必要となる建築系公共施設の更新費用は、40年間で約1,010億円であり、1年当たりの平均額では、約25億円の更新費用が必要となります。期間別にみると、31年目から40年目までが353億円（構成比35%）で最も多くなっています。

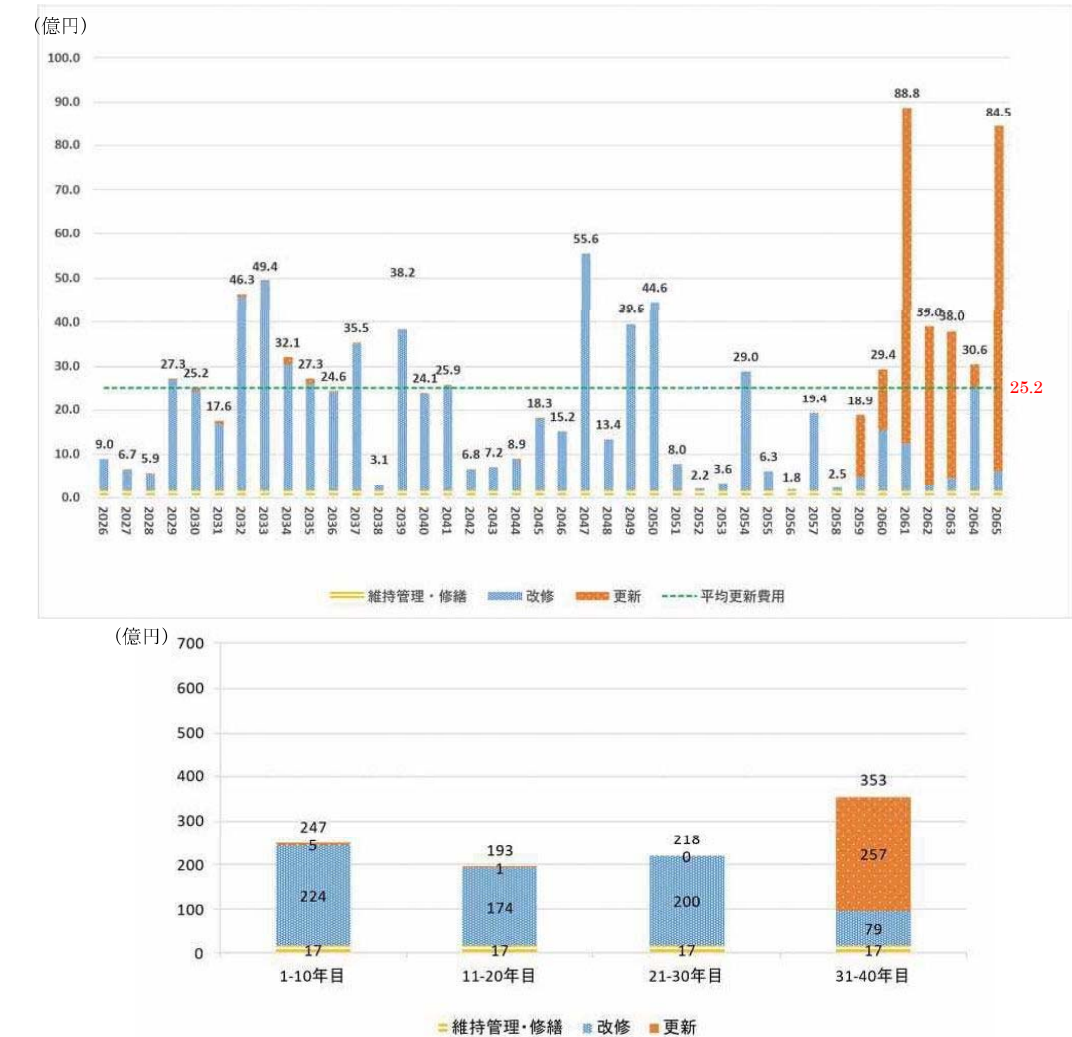


図4-13 長寿命化対策を反映した建築系公共施設の更新費用

表4-14 建築系公共施設の更新費用(10年ごと)

(億円)

	更新	改修	維持管理・修繕	合計	構成比	累積
1-10年目	5	224	17	247	24%	24%
11-20年目	1	174	17	193	19%	44%
21-30年目	-	200	17	218	22%	65%
31-40年目	257	79	17	353	35%	100%
40年合計	264	678	69	1,010		
年平均	6.6	16.9	1.7	25.2		
40年合計(構成比)	26.1%	67.1%	6.8%	100.0%		

(注) 小数点第1位を四捨五入して表記しているため、表記上の合計が累積と一致しない箇所があります。

(2) 土木系公共施設

今後 40 年間で必要となる土木系公共施設の更新費用は、道路が約 131 億円、橋りょうが約 30 億円、公園が約 22 億円、上水道が約 71 億円、下水道が約 754 億円であり、総額では約 1,007 億円と試算されます。1 年当たりの平均額では、約 25 億円の更新費用が必要となります。期間別にみると、1 年目から 10 年目までが 470 億円（構成比 47%）で最も多くなっています。

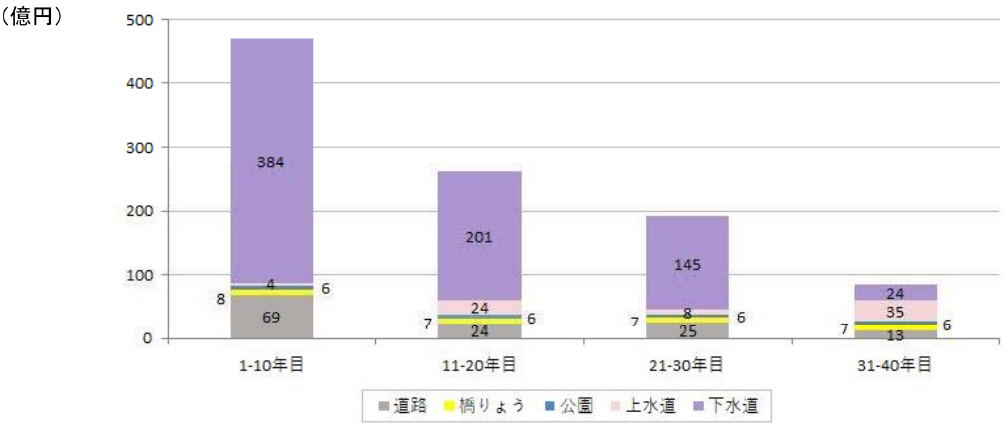
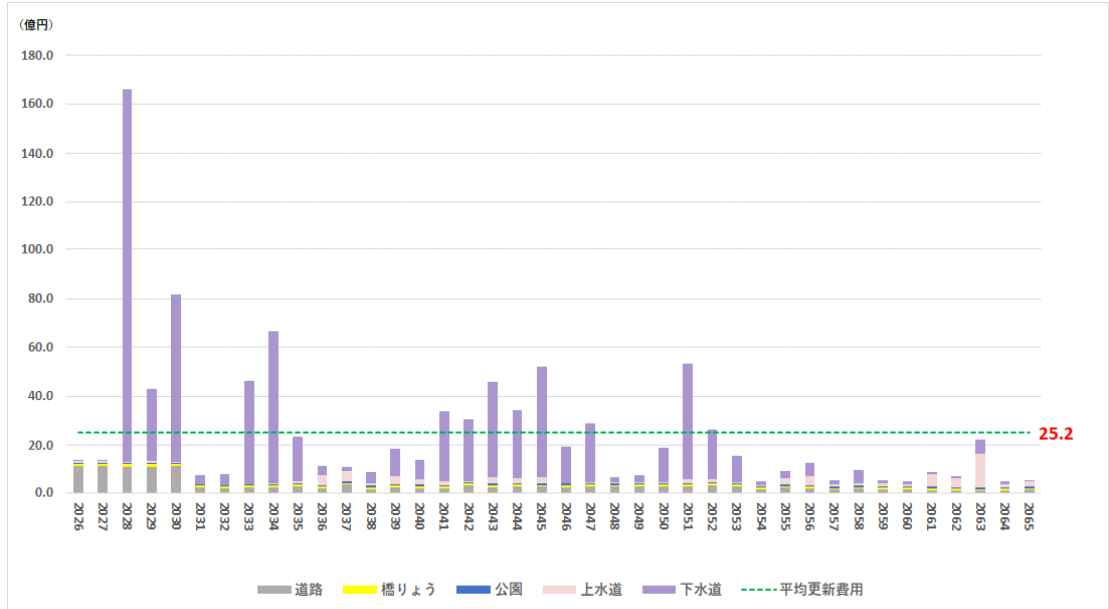


図4-15 土木系公共施設の更新費用

表4-16 土木系公共施設の更新費用(10 年ごと) (億円)

	道路	橋りょう	公園	上水道	下水道	合計	構成比	累積
1-10 年目	69	8	6	4	384	470	47%	47%
11-20 年目	24	7	6	24	201	261	26%	73%
21-30 年目	25	7	6	8	145	191	19%	92%
31-40 年目	13	7	6	35	24	85	8%	100%
40 年合計	131	30	22	71	754	1,007		
年平均	3.3	0.7	0.6	1.8	18.8	25.2		
40 年合計(構成比)	13.0%	3.0%	2.2%	7.0%	74.8%	100.0%		

(注) 小数点第 1 位を四捨五入して表記しているため、表記上の合計が累積と一致しない箇所があります。

(3) 長寿命化対策を反映した公共施設等の将来更新費用推計

建築系公共施設と土木系公共施設を合算し、長寿命化対策を反映した公共施設等の更新費用の総額は、40年間で約2,017億円であり、1年当たりの平均額では、約50億円の更新費用が必要となります。

市における公共施設等に係る工事請負費等の過去の実績は、年平均で約15億円（P46表3-37合計欄の平均）であり、これを更新費用に充当可能な財源の見込み額であると仮定すると、現在保有している全ての施設に長寿命化対策を行った上で更新し続けるためには、充当可能な財源見込み額の約3.3倍の更新費用が必要となります。

40年間の更新費用総額:2,017億円(年平均約50億円)

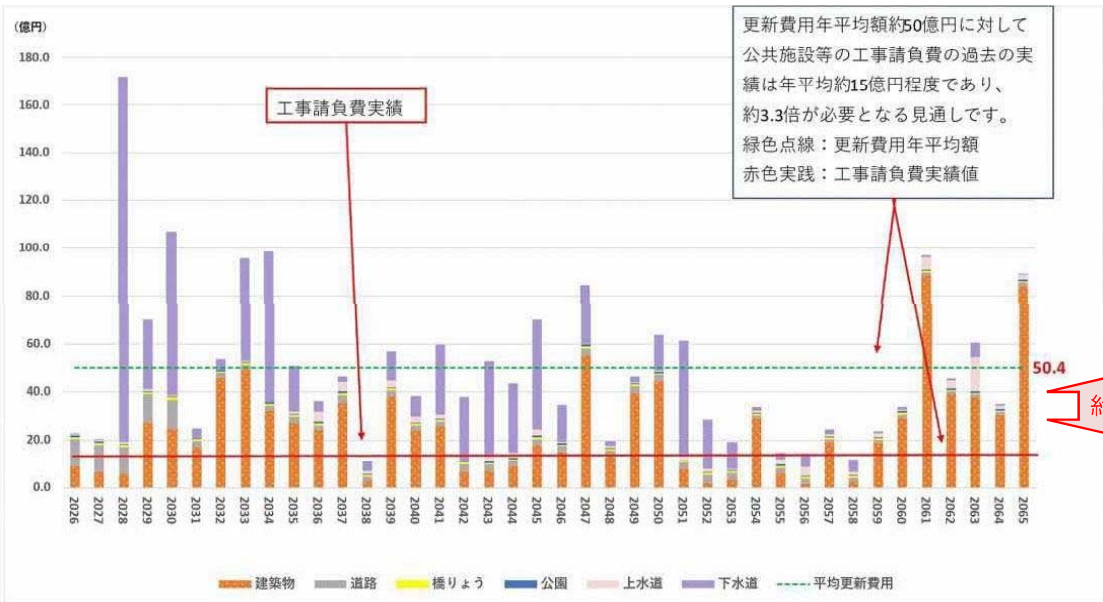


図4-17 長寿命化対策を反映した見込み(建築系及び土木系)

表4-18 長寿命化対策を反映した公共施設等の更新費用(10年ごと)(建築系及び土木系)

(億円)

	建築物	道路	橋りょう	公園	上水道	下水道	合計	構成比	累積
1-10年目	247	69	8	6	4	384	717	36%	36%
11-20年目	193	24	7	6	24	201	454	22%	58%
21-30年目	218	25	7	6	8	145	409	20%	78%
31-40年目	353	13	7	6	35	24	438	22%	100%
40年合計	1,010	131	30	22	71	754	2,017		
年平均	25.2	3.3	0.7	0.6	1.8	18.8	50.4		
40年合計(構成比)	50.1%	6.5%	1.5%	1.1%	3.5%	37.4%	100.0%		

(注) 小数点第1位を四捨五入して表記しているため、表記上の合計が累積と一致しない箇所があります。

(4) 長寿命化対策を反映した公共施設等の将来更新費用推計（上水道及び下水道を除く）

土木系公共施設のうち、地方財政法などにより公営企業として独立採算による経営を行うこととなっている上水道及び下水道を除いた場合、建築系公共施設と土木系公共施設（上水道及び下水道を除く）を合算し、長寿命化対策を反映した公共施設等の更新費用の総額は、40年間で1,193億円であり、1年当たりの平均額では、約30億円の更新費用が必要となります。

また、上水道及び下水道を除く、市における公共施設等に係る工事請負費等の過去の実績は、年平均で約14億円（P46表3-37小計欄の平均）であり、これを更新費用に充当可能な財源の見込み額であると仮定すると、現在保有している全ての施設を更新し続けるためには、充当可能な財源見込み額の約2.1倍の更新費用が必要となります。

なお、上水道及び下水道の更新費用については、独立採算が原則のため、公共施設等の将来更新費用から除いていますが、上水道事業及び下水道事業の経営状況によっては、一般会計からの繰出金による影響があることから、独立採算を維持できるよう経営基盤の強化に努めます。

40年間の更新費用総額：1,193億円（年平均約30億円）



図4-19 長寿命化対策を反映した見込み（上水道及び下水道を除いた場合）

（注）上水道（配水管）、下水道（管きょ）のほか、建築系公共施設における污水圧送施設（中継ポンプ場及びマンホールポンプ場）の更新費用を除いています。

表4-20 長寿命化対策を反映した公共施設等の更新費用(10年ごと)

(上水道及び下水道を除いた場合)

(億円)

	建築物	道路	橋りょう	公園	合計	構成比	累積
1-10年目	247	69	8	6	329	28%	28%
11-20年目	193	24	7	6	229	19%	47%
21-30年目	218	25	7	6	255	21%	68%
31-40年目	353	13	7	6	379	32%	100%
40年合計	1,010	131	30	22	1,193		
年平均	25.2	3.3	0.7	0.6	29.8		
40年合計(構成比)	84.7%	11.0%	2.5%	1.9%	100.0%		

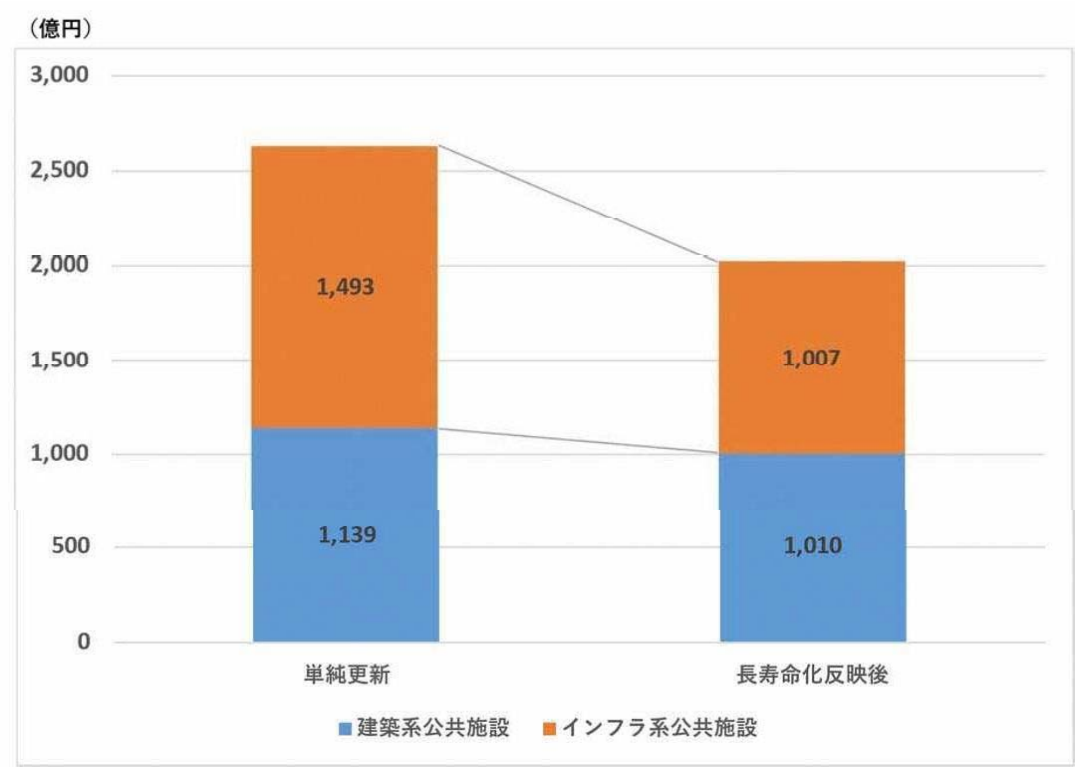
(注) 小数点第1位を四捨五入して表記しているため、表記上の合計が累積と一致しない箇所があります。

(5) 長寿命化対策による効果額

長寿命化を実施する場合、40年間の総額では、建築系公共施設で130億円、インフラ系公共施設で486億円、合計で約616億円の削減効果額が見込まれます。

そのため、長寿命化等の対策を総合的かつ計画的に行うことで、将来的な維持管理・更新等に係る経費削減につながると推測されます。

図4-21 長寿命化対策による効果額



(億円)

	耐用年数経過時に単 純更新した場合 (①)	長寿命化対策を 反映した場合 (②)	長寿命化対策等の 効果額 (②-①)	現在要している経費 (過去6年 (R1～R6) 平均)
建築系公共施設	1,139	1,010	-130	7
インフラ系公共施設	1,493	1,007	-486	9
合計	2,632	2,017	-616	15

(注) 小数点第1位を四捨五入して表記しているため、表記上の合計が累積と一致しない箇所があります。

第5章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

第1節 現状や課題に関する基本認識

本市では、公共施設等の現況、人口及び財政の現況と将来見通し等を踏まえて、現状や課題に関する基本認識を以下のとおりに整理しました。

（１）顕著な人口減少と高齢化

本市の人口は、千葉ニュータウン街開きに伴う宅地開発事業以降、順調に増加してきましたが、令和2（2020）年をピークに減少へ転じ、今後も緩やかな減少傾向が続く見込みです。年齢別にみると、65歳以上の高齢人口は一貫して増加しており、今後さらなる高齢化が進行することが予想されます。また、本市は地域ごとに人口分布が異なり、宅地開発事業により整備された地域に人口が集中しています。

このような状況のもと、市民の公共施設に対するニーズが変化し、新たな行政サービスへの需要が増加することが見込まれるため、公共施設の在り方について見直しが求められています。

（２）歳入の減少に伴った歳出の抑制の必要性

本市の歳入は令和3年度以降、250億円前後でおおむね横ばいに推移しています。一方、歳出は増加傾向にあり、特に平成27年度から令和6年度までの間で扶助費が約53%増加しました。

かつてのように大規模な公共事業を継続することは困難となり、国や県からの補助金等も期待しにくい状況です。加えて、少子化対策や高齢者福祉などの分野で必要な歳出は今後も増加が見込まれることから、歳入の確保及び歳出の抑制が一層重要となっています。

（３）特定時期に集中して整備した公共施設の老朽化

本市の主要な公共施設は、昭和54（1979）年の千葉ニュータウン街開きに合わせて集中的に整備されたため、同時期に老朽化が進行しています。今後、これらの施設に対する大規模修繕や建替え等の対応が一斉に必要な時期を迎えます。

老朽化した公共施設は、安全性の低下や機能不全を招き、市民生活や地域経済に悪影響を及ぼす可能性があります。また、老朽化が進行するほど維持管理や修繕に係るコストが増加するため、定期的な点検及び計画的な更新を行う必要があります。

（４）更新費用の増加に伴う財源の不足

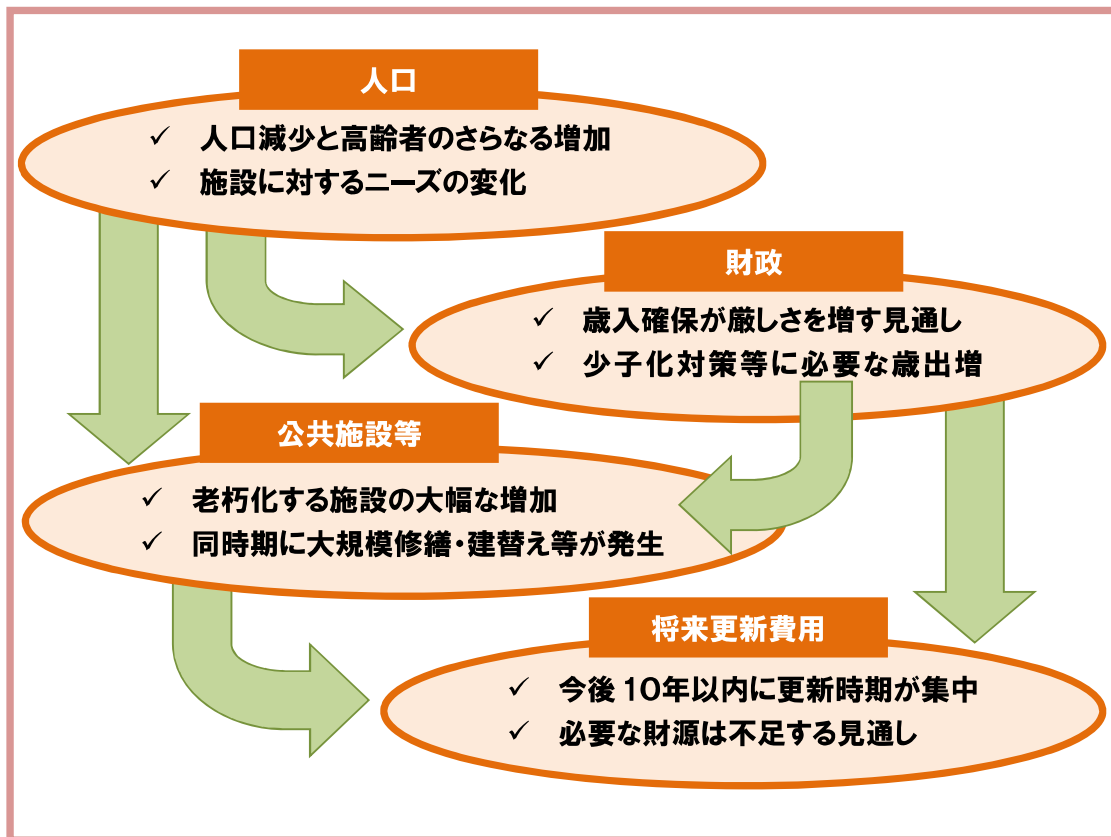
公共施設等の耐用年数が到来した段階で更新する（単純更新）という考え方では、更新費用の試算のとおり、今後 10 年間に更新時期が集中すると見込まれることが示されました。

長寿命化対策を講じることにより、今後 40 年間で約 616 億円の費用削減効果が見込まれます。しかし、前回計画策定時から物価や工事労務単価の上昇に伴う工事費単価の上昇や年数の経過による期間内での更新対象施設の増加によって更新費用が大幅に増加しています。

令和 8（2026）年度から令和 47（2065）年度までの今後 40 年間で必要と見込まれる公共施設等の将来更新費用の総額は、長寿命化対策を反映した場合でも約 1,193 億円です（P.64 第 4 章 第 1 節 第 2 項（４）：将来更新費用 1 年当たりの平均額は、1,193 億円÷40 年間＝約 30 億円）。

充当可能額を精査中

ー右肩上がりの時代は終わり、賢く計画的に公共施設等の管理を行うべき時代が到来していますー



現状や課題に関する基本認識のまとめ

将来への備えも含めて、以下の課題があります。

- 時代のニーズに合った公共施設のあり方を検討する必要性
- 現在の規模で公共施設等を維持し続けることの困難性
- 今後一斉に訪れる公共施設の更新に備える必要性
- 官民連携による効率的かつ効果的な施設管理の必要性

第2節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

第1項 公共施設マネジメント目標

本市は、現状と課題に関する基本認識を踏まえて、以下のとおりに3つのマネジメント目標を定めます。

公共施設マネジメント目標

目標その1 時代の変化に合った公共施設の最適配置

近年では社会課題が多様化・高度化していることから、既存の公共施設ありきではなく、市民や地域に必要な機能の再検討や地域特性を考慮した施設配置の再検討を進めることで、施設総量の縮減と時代の変化に合った公共施設の最適配置を図ります。

目標その2 将来の更新に対する計画的な取組

急速に進行する施設の老朽化に備え、各種計画に基づく施策の実施に取り組むことで、施設の整備・管理・更新に至るトータルコストの縮減を図りながら、安全管理と機能維持を達成します。

目標その3 官民連携手法を活用した地域の活性化

時代のニーズに合った多様なサービス需要へ適切かつ柔軟な対応を図るために、民間事業者等の資金・施設・創意工夫等を積極的に活用することで、市の財政負担を軽減しながら、公共施設等を用いた地域の活性化を図ります。

公共施設マネジメント目標の達成のため、公共施設等全体に係る「公共施設の最適配置基本方針」及び「公共施設等の適正管理に係る実施方針」と、施設類型ごとにその取組の方向性を示す「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」を定め、今後のアクションプランや日々の施設管理に反映していきます。

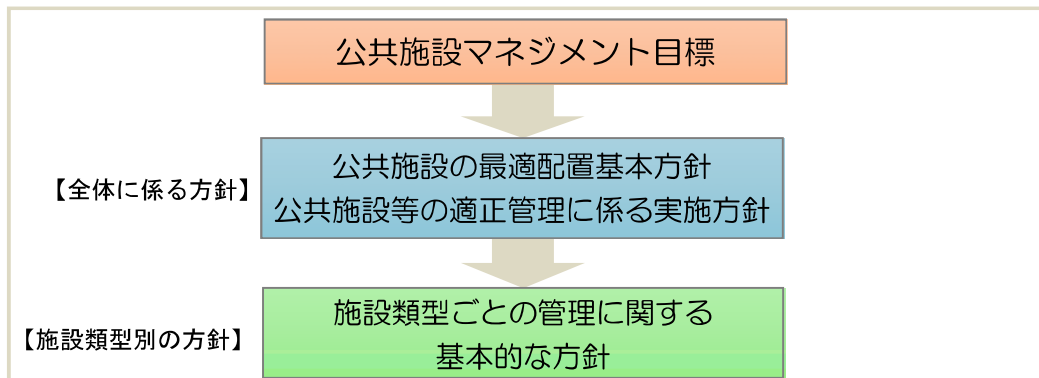


図5-1 公共施設マネジメント目標と各方針の関係

(1) 時代の変化に合った公共施設の最適配置

長寿命化対策による費用削減効果を見込んでなお、大幅な費用負担の増加が見込まれることから、統廃合や複合化、用途変更、移転等による公共施設の最適配置を推進し、施設総量（床面積）の縮減を行うことで、更新費用を削減します。

なお、公共施設の最適配置は、更新費用の削減のみならず、市民サービスを維持・向上させることも目的とします。

近年では、少子高齢化社会等の進展、価値観の多様化やデジタル技術の進展によるライフスタイルの変化など、本市を取り巻く社会課題はより高度化・多様化しています。

このような時代の変化に対応していくためには、単に既存の施設の維持・更新を行うのではなく、市民や地域に必要な機能の再検討を行った上で、施設整備や管理の適正化、利活用の最適化、地域特性を考慮した施設配置の再検討に取り組む必要があります。今後は、公共施設のあり方について、既存の公共施設ありきで検討するのではなく、様々な工夫を行い、本市の将来像を見据えた大きな視点を持って、公共施設の最適配置を図ります。

(2) 将来の更新に対する計画的な取組

本市でも将来の人口減少・少子高齢化の進展が見込まれることから、公共施設・インフラの維持管理に要する市民一人当たりの負担の増加が懸念されます。また、大規模災害に備えて、老朽化した公共施設・インフラへの対策が求められています。そのため、歳入の確保や安全面を確保しつつ、公共施設・インフラの維持管理に要する歳出を削減していく必要があります。

歳入に関しては、受益者負担の原則に基づく使用料の適正化や、空きスペースの賃貸・売却等による歳入確保策に取り組めます。

歳出に関しては、各種計画に基づく施策の実施に取り組むことで、施設の整備・管理・更新に至るトータルコストの縮減を図りながら、各公共施設の安全管理と機能維持を達成します。また、地域によって人口の動態や、施設の利用状況に開きが見受けられる中、様々な目的を持ち、世代を超えた活用がなされ、将来的な人口動態の変化にも対応し得る施設へ再編していくことで公共施設の総量の適正化及び適正配置を推進します。

さらに、本市では複数の公共施設において、設備機器等の保守管理、点検、法定検査、維持管理等の業務を包括的に委託することにより、業務の効率化と施設の維持管理に係る品質の向上、事務量の軽減を図る公共施設包括管理業務委託を令和3年度から導入しています。引き続き同業務委託を実施し、さらなる業務の効率化等の実効性の向上を図ります。

(3) 官民連携手法を活用した地域の活性化

公共施設の再構築・更新に際して、民間事業者や近隣自治体など多様な主体との連携を強化し、行政サービスの向上や効率化を図ります。民間のノウハウを活用することで、地域のニーズに応じた行政サービス向上と地域拠点の活性化を目指します。

厳しい財政状況下では、行政のみの運営には限界があるため、PPP/PFIといった手法を導入し、民間資金や活力を効果的に取り入れることで、公共施設の維持管理に要するトータルコストを削減しつつ、市民満足度の高い公共サービスを提供します。

また、現在の土地利用の在り方を検討し、将来の理想の姿を描き、実現することで新たなに
ぎわい創出を目指します。

さらに、近隣自治体との密接な連携により、行政サービスの向上や効率化が可能な分野で
は、行政サービス提供の広域化などを検討し、地域全体の質の向上を図ります。

第2項 取組目標（数値目標）

「公共施設マネジメント目標」における具体的な達成目標の一つとして、将来の公共施設等の更新に係る以下の取組目標（数値目標）を定めます。

【取組目標(数値目標)】

精査中

第3項 公共施設の最適配置基本方針

(1) 目的

公共施設の最適配置とは、人口減少や厳しい財政状況、施設の老朽化、更新費用の増大などが進む中、変化する社会ニーズに対応し、市民サービスを維持・向上させつつ、財政負担を軽減・平準化するため、公共施設の効率的かつ効果的な配置や管理を目指すものです。

白井市第2次行政経営指針（令和7年9月策定）では、将来を見据えた公共施設の計画的な管理として、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点から現有する公共施設の長寿命化や最適な配置を進めることとしています。

公共施設の最適配置基本方針（以下「本方針」という。）は、この公共施設の最適配置を着実に推進するため、基本的な方向性や検討・推進体制などを示した方針として策定するものです。

なお、集約化や複合化、移転、用途変更等を伴う公共施設の最適配置では、個々の公共施設の評価を実施したうえで、面的（エリア）評価も行い、エリア全体の市民サービスの向上を目指します。

(2) 位置づけ

本指針は、白井市第6次総合計画の施策である、施設やインフラの老朽化などへの対応の一つとして行う公共施設の機能の再配置の実現や、公共施設等総合管理計画で定める市民サービスの維持・向上と併せ財政負担を軽減・平準化するための公共施設の最適配置に向け取り組むための方針とします。

(3) 対象施設

全ての建築系公共施設及びプール等の屋外施設

(4) 基本的な方向性

1. 新たな公共施設は原則として建設しません

公共施設に関する新たな社会ニーズが生じない限り、新たな公共施設を原則として建設しないこととします。※

また、新たなニーズが生じた場合も、官民連携手法による市が建物を保有しない方法なども含めて検討することとし、財政負担を軽減・平準化しつつ、公共施設の効率的かつ効果的な配置や管理を目指します。

※移転や集約により新たに整備する場合は除きます。

2. 施設の機能と建物等を切り離し、二軸での評価を行い、今後の方向性について検討します

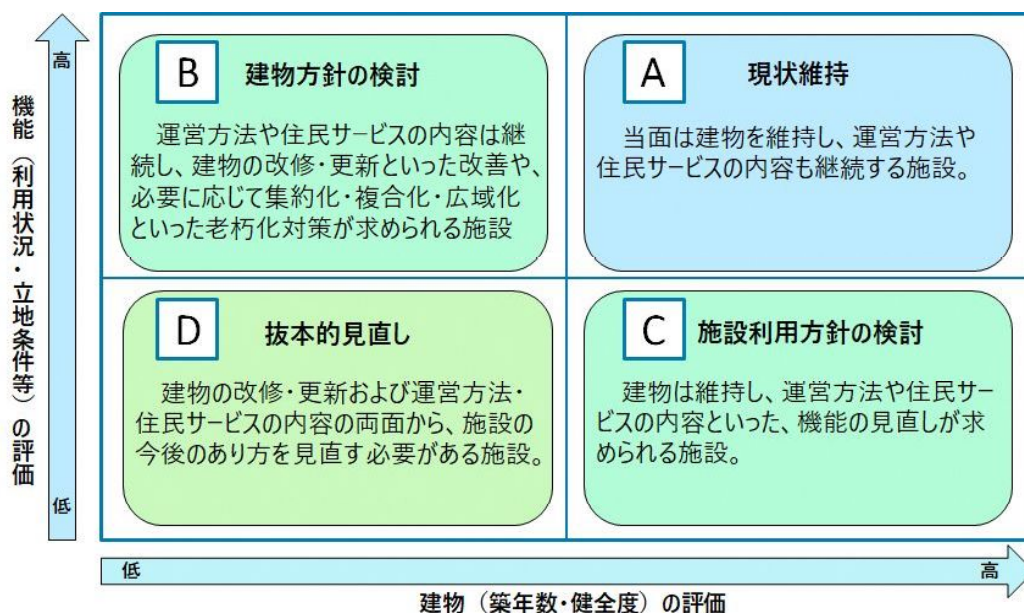
《機能》

・当初設置した目的や目的を達成するための手法が、現在や将来のニーズに適しているかなどを評価するとともに、利用状況や代替性、立地条件などからも機能（ソフト面）を評価し、あり方について検討します。

《建物等》

・建物等の建築年数や健全度等から建物（ハード面）を評価し、建物の管理や利活用について検討します。

図5-3 二軸評価



※建物や機能を維持する場合であっても、官民連携の手法について検討します

3. 効率的かつ効果的な機能の配置により、市民サービスの向上を目指します

- ① サービスの提供範囲（市内外・市内全域・小学校区など）や人口動態などにより、市のどこに配置することが効果的か検討します。

市内外・市全域を対象・・・駅周辺などアクセス性や利便性の高い場所への配置を検討します。

小学校区などの一定のエリアを対象・・・必要なエリアごとの配置を検討します。

- ② 機能の配置にあたっては、総合計画で目指すまちづくりとの整合を図り、「中心都市拠点・生活拠点づくり事業」や、「特色を活かした憩いの場整備事業」など、エリア価値の向上を目指す取り組みと連携した配置を目指します。

表5-4 エリア価値の向上を目指す取組

事業名	事業概要
中心都市拠点・生活拠点づくり事業	【目的】中心都市拠点及び生活拠点において、それぞれの地域特性に応じた機能の充実を図り、駅周辺の再編を図る。
	【内容】駅周辺ビジョンやサウンディング調査結果等に基づき、官民連携による民間開発の誘導及び都市計画施策を検討、実施する。
特色を活かした憩いの場整備事業	【目的】自然環境などの地域の特性を生かした賑わいの場や憩いの場を整備し、地域産業の多様化による地域経済の活性化を図る。
	【内容】七次・白井木戸地区、谷田・清戸地区、富士南園地区を中心に、サウンディング調査結果等に基づき、官民連携による民間開発を誘導する。



4. 官民連携手法を積極的に活用します

エリア価値の向上を目指す取り組みと連携し、民間事業者の資金・施設・創意工夫を積極的に活用することで、市民サービスを向上させるとともに、市の財政負担の軽減・平準化を図ります。

5. 学校教育施設を活用します

今後の人口減少や少子化を踏まえ、学校施設の教育利用の状況等により、地域コミュニティ施設の一つとして小中学校などの学校教育施設を活用します。

(5) 最適配置のイメージ

新たな公共施設は原則として建設しないという方針のもとでは、公共施設の集約化・複合化や官民連携による非保有化の方策などを推進する必要があります。

表5-5 最適配置の方策のイメージ(建物)

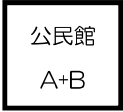
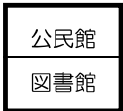
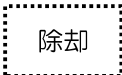
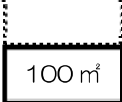
方策の概要	方策のイメージ図	
	実施前	実施後
① 集約化する。 同種機能の施設を同一の建物に統合し、機能を残しつつ建物の総量を減らします。	建物 A 	建物 A 
② 複合化する。 異種機能の施設を同一の建物に統合することで、機能を残しつつ建物の総量を減らします。	建物 A 	建物 A 
③ 民間の建物を借り上げる。 民間が所有・維持管理している施設の一部を賃借し、市が建物を保有せず公共サービスを提供します。	市の建物 	民間の建物 
④ 民間に移管・譲渡する 建物を民間に移管・譲渡して市の支出を節約します。	建物 A 	建物 A 
⑤ 建物を除却する。 建物を除却して市の支出を節約します。	建物 A 	
⑥ 建替えの際に規模を縮小する。 建物を縮小し、市の支出を節約します。	建物 A 	建物 A 
⑦ 別の用途の建物に改修する。 (既存建物を活用) 新築費用を節約します。	建物 A 	建物 A 

表5-6 最適配置の方策のイメージ(機能)

方策の概要	方策のイメージ図	
	実施前	実施後
① 機能を移転する。 民間移管など他の方策に併せ、より効率的・効果的な場所に配置します。		
② 管理・運営に民間手法を導入する。 指定管理者制度などにより民間のノウハウを使って、機能を残します。		
③ 実施主体を民間に移管する。 建物の譲渡等に合わせて、現在と同一の機能を民間に引き継ぎます。		
④ 機能を廃止する。 ニーズに合わせて機能を廃止します。		
⑤ 機能を見直す。 ニーズに合わせて機能を見直します。		

表5-7 エリア価値向上を目指す取組(総合計画事業)と連携した最適配置の例①

施設名	評価軸	施設機能	評価・検討の結果(例)	
施設1	機能	A 機能	継続(機能)	将来においても必要な機能で市が行う必要があるが、利用者数が少ない
			移転(立地)	市内全域を対象とした機能のため、よりアクセス性や利便性の高い場所への配置が望ましい
		B 機能	民間移管(機能)	利用者数も多く、将来においても必要な機能だが、民間での実施が可能
			移転(立地)	民間移管と併せ、より効率的・効果的な場所への配置が望ましい
		C 機能	見直し(機能)	利用者数が少なく、設置した目的を十分に果たしていない。目的を達成するために機能の見直しが必要
			移転(立地)	機能の見直しと併せ、より効率的・効果的な場所への配置が望ましい
	建物	除却	機能としては必要なものの、稼働率等から他の公共施設や民間施設での代替が可能 ・老朽化が進んでおり、維持するために、一定規模の工事(長寿命化工事など)が必要 ・A～Dの機能以外にも、市の機能としてこの場所に配置しなければならない機能はない	

図5-8 エリア価値向上を目指す取組(総合計画事業)と連携した最適配置の例①のイメージ図

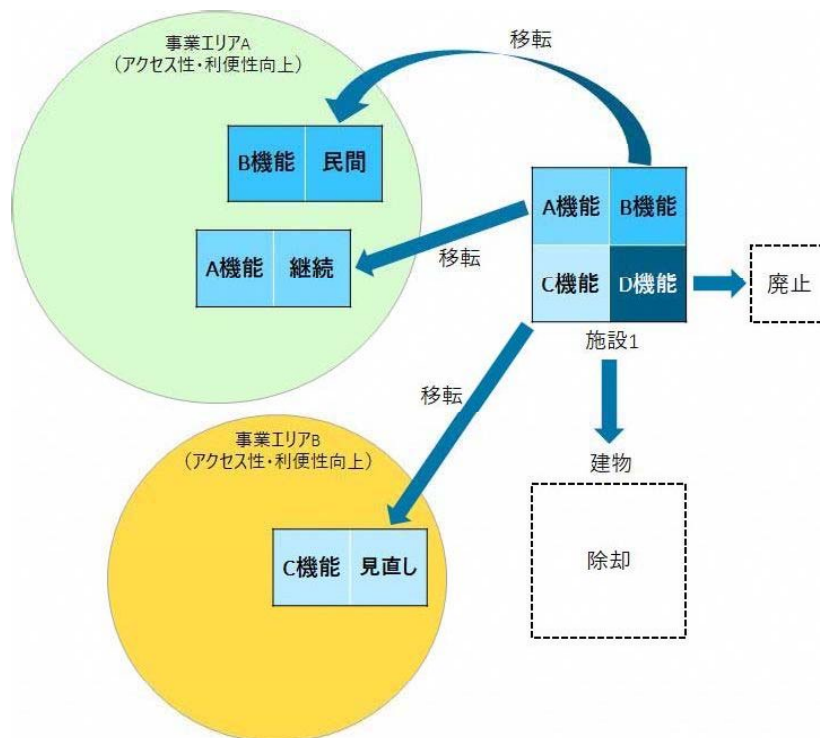
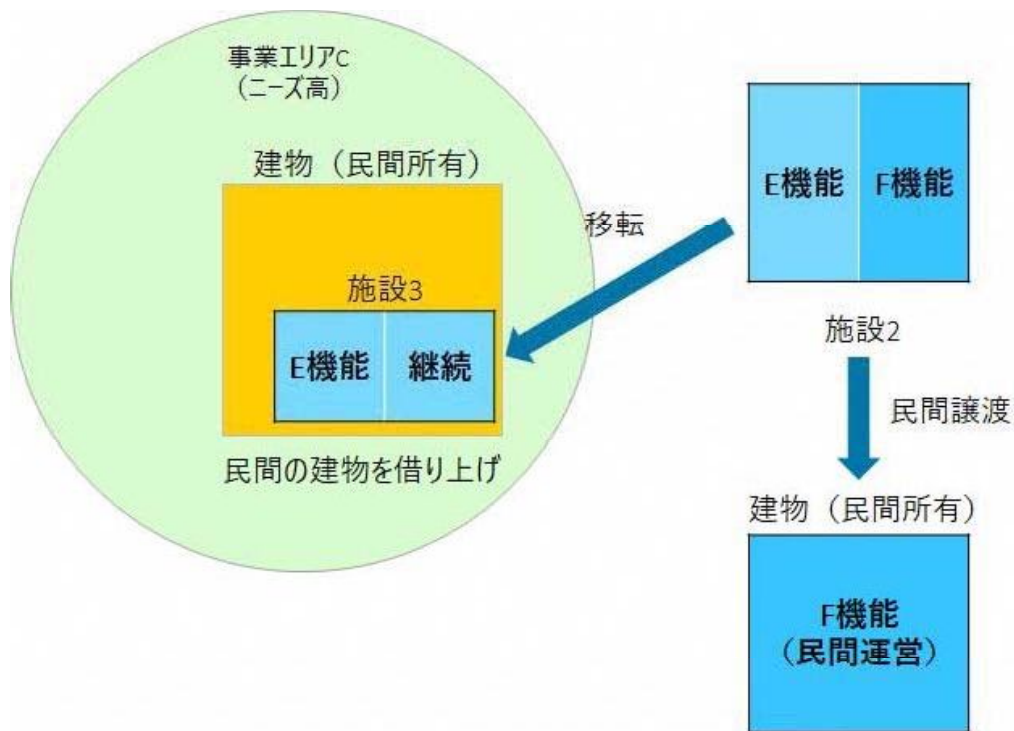


表5-9 エリア価値向上を目指す取組(総合計画事業)と連携した最適配置の例②

施設名	評価軸	施設機能	評価・検討の結果(例)	
施設2	機能	E機能	継続(機能)	将来においても必要な機能で市が行う必要があるが、利用者数が少ない
			移転(立地)	よりニーズの高いエリアへの配置が望ましい
		F機能	民間移管(機能)	将来において必要な機能だが、民間での実施が可能。立地は現在の位置が望ましい。
	建物	民間に譲渡する		E機能の民間移管にあわせて、建物を民間に譲渡する
施設3	機能	E機能	継続(機能)	施設2からE機能を移転し、継続する
	建物	民間の建物を借り上げる		民間の建物を借り上げる

図5-10 エリア価値向上を目指す取組(総合計画事業)と連携した最適配置の例②のイメージ図



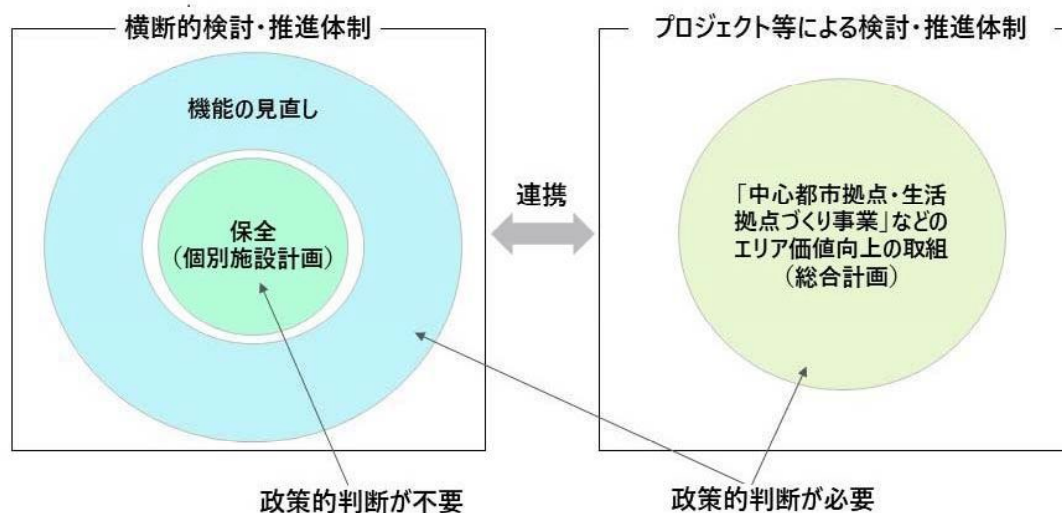
※ここでは、機能がある建物を施設と呼ぶ。

複数の機能が一つの建物に入っている複合施設
の場合、一つの建物を一つの施設として図示。

(6) 検討・推進体制

- ① 「中心都市拠点・生活拠点づくり事業」など民間開発の誘導によるエリア価値向上の取り組みが進む中、公共施設の配置をこれらのまちづくり戦略と整合させる必要があります。そのため、エリア価値の向上の取り組みに併せて、公共施設の配置を検討し、アクセス性・利便性・防災性といった機能の向上を目指します。検討にあたっては、まちづくりや企業誘致の所管部門との連携を強化し、エリア価値の向上を目指すプロジェクト等による検討・推進体制や、施設を所管する部門等と横断的な検討・推進体制を構築します。
- ② 施設の長寿命化を前提とする従来の更新スキームだけでは、教育・福祉・地域づくり等の社会ニーズの変化へ十分に対応できないことも想定されます。そのため、長寿命化工事などの大規模工事を控えた段階でも、複合化や用途変更、機能移転といった選択肢を事前に検討し、費用対効果の高い配置を目指します。検討にあたっては、施設を所管する部門等と横断的な検討・推進体制を構築します。
- ③ 上記による検討の結果、政策的判断レベルにより、二層構造のPDCA サイクルを構築します。

図 5-11 取組体制のイメージ



※横断的な検討・推進体制においては、計画の進捗管理や財政的な視点だけではなく、都市計画法や建築基準法などの関連法令への適合性についても確認を行います。

特に施設の複合化などにあたっては、用途が複雑化すると、用途ごとの規制や特殊建築物規制が課されたり、地域ごとの「用途地域」の設定により、建築物の用途が制限されることなどから、従来の機能以外の機能を加えることで、法律上の制限を超えることがないか十分な調整・検討を行います。

(7) 市民参加

総合計画の「中心都市拠点・生活拠点づくり事業」や、「特色を活かした憩いの場整備事業」など、エリア価値の向上を目指す取り組みとの連携により、市民の意見を聞くほか、それ以外の取り組みにおいても、小中学校、コミュニティ施設のように地域に密着した公共施設において、集約や複合化、移転、大幅な用途変更など、市民生活への影響が大きい変更を行う場合は、当方針に基づいた市の考えを示したうえで市民の意見を聞きながら検討します。

第4項 公共施設等の適正管理に係る実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

- ① 施設の老朽化状況や過去の修繕履歴等を踏まえて、予防保全の観点から不具合箇所や更新が必要な設備類の早期発見に努めます。
- ② 点検診断結果について関係所管部門での情報共有を図り、施設の安全性の確保や適切なサービスの提供に活用します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

(維持管理)

- ① 施設を所管する実施部門は、統括部門との連携を図り、予算確保と修繕等の情報共有を行って、計画的な維持管理を推進します。
- ② 全ての施設について、経費の節減や官民連携手法の採用可能性を検討し、サービス向上と市の財政負担の軽減に寄与する維持管理の実現を目指します。
- ③ 受益者負担の原則を徹底し、施設の設置目的や特徴に応じた使用料の見直しや各種の歳入確保策の実現を推進します。

(修繕・更新)

- ④ 大規模修繕や建替工事等、多額の費用を要する工事の実施に当たっては、事前に PFI 等の官民連携手法の採用を検討し、財政負担の軽減を図るように努めます。
- ⑤ 今後の修繕及び更新に必要な財源確保を目的とし、公共施設整備保全基金の積立と活用を推進します。

(3) 安全確保の実施方針

- ① 点検診断結果を踏まえ、危険性が認められる施設については、使用中止を含めた迅速な安全確保策を講じるように努めます。
- ② 用途廃止をした施設については、自然災害や人災による事故を防止する観点から、施設の速やかな除却を推進します。

(4) 耐震化の実施方針

- ① 耐震化に関する国等の基準や指針に準拠し、適切な耐震性の確保に努めます。
- ② 災害時の指令施設や避難所に指定されている施設等、災害時においても利用が必須である施設については、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震などの教訓を踏まえて、本市において必要となる耐震化の条件を整理して、今後の改修等の方針に役立てます。
- ③ 耐震化が未了であり、廃止予定の施設については、速やかな移設又は廃止を検討します。

(5) 長寿命化の実施方針

- ① 国等の方針を踏まえた長寿命化計画を策定し、計画に基づく改修や維持管理を実施します。
- ② 長寿命化計画の対象ではない施設についても、可能な限り長寿命化の観点を取り入れた

工法や部材の採用を図るなど、コストの低減と施設の有効活用を推進します。

(6) 官民連携の取組方針

- ① 民間代替性の高い事業、民間連携の必要性や効果が高い施設を主な対象とし、法令等¹³及び本市の「アウトソーシングに関する指針」¹⁴を踏まえて、民間事業者の資金・施設・創意工夫の活用と連携を図ります。
- ② 官民連携の取組に当たっては、官民が連携して公共サービスの提供を行う PFI 等の各種手法の活用を積極的に検討します。

(7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ① 高齢者や障害のある人だけでなく、全ての人を対象に、誰もが同じ場所で、同じものを同じように使うことができる、また、誰もが自由に行動し、快適に楽しめるまちの実現を目指すユニバーサルデザインの考え方のもと、安全・安心で快適な環境づくりを目指します。
- ② 公共施設等の改修・更新等を行う際には、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）における街づくりの考え方、利用者ニーズや施設の状況を踏まえて、ユニバーサルデザイン化に努めます。

(8) 脱炭素化の推進方針

- ① 本市では、令和 4 年 2 月に、令和 32 年（2050 年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けてチャレンジしていくことを表明しています。
- ② 公共施設の維持管理・修繕、改修、更新等に当たっては、実情に即しながら再生可能エネルギー、脱炭素化への対策強化を図ることで、エネルギー利用の最適化を図ります。

(9) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用方針

- ① 国は、平成 27 年 1 月に「統一的な基準による地方公会計の整備促進について〈総務大臣通知〉」を示し、平成 29 年度までに全ての自治体において「統一的な基準」による財務書類等を作成することを要請しました。これを受け、本市では平成 28 年度決算より固定資産台帳を整備し、「統一的な基準」に基づいた財務書類を作成することにより、現金収支の情報だけでなく、現金収支の伴わないフロー情報や資産・負債などのストック情報を網羅的に把握しています。
- ② 固定資産台帳には、資産の取得時期、取得価額、耐用年数など、公共施設マネジメントに活用できる内容が記載されていることから、本計画に基づく具体的な取組等の検討や進捗管理、公共施設の適正管理等において活用します。

¹³ 「民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律」及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」

¹⁴ 「白井市アウトソーシングに関する指針」とは、行政経営改革の重点的な取組の一つとして、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）の中で、行政サービス水準の向上とコスト削減・業務効率の向上を図り、安定的に継続した行政サービスを実施するため、平成 28 年 3 月に策定した指針。

(10) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

- ① 本市の保有する財産の活用や処分に当たっては、白井市公有財産利活用基本方針を踏まえて、より戦略的な観点でのマネジメントを行います。
- ② 貸付、広告収入、官民連携の運営など様々な利活用の手法があるため、経営的な視点でそれらを検討し、実行することで財源を確保します。
- ③ 本市が保有する未利用資産等は、将来的にどのような目的でいつ使用するのかを検討し、使用まで財源を確保する方法を検討します。また、将来的に使用されない未利用地は、貸付あるいは売却等活用を検討します。
- ④ 財産所管課のみで活用を検討するのではなく、利活用方針を積極的に推進する財産統括部門を強化し、全庁的に取り組む体制を整えます。

(11) 広域連携の取組方針

- ① 近隣自治体との施設の近接度合いや生活圏域の重複等の実態を踏まえ、市域を越えた施設の共同利用の促進を図ります。
- ② 道路・上下水道などの生活基盤の整備については、近隣自治体のほか県との連携を強化します。

(12) 地方公共団体における各種計画及び国管理施設との連携に関する基本方針

- ① 本計画に基づいた具体的な取組を進めるに当たっては、財政状況や公共施設の利用の実態及び社会情勢の変化等を総合的に検証するとともに、白井市都市マスタープラン等の各種計画との整合性や、国が管理する施設との連携を図ることで、施設の統合や複合化、用途変更及び廃止などの検討を行います。

(13) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ① 今後は、全庁横断的な取組を可能とするための実効性のある体制を構築し、政策的判断レベルに応じた課題の検討や意思決定を行うことで、効率的かつ適正な維持管理を推進します。
- ② 本市が直面している公共施設等の老朽化対策を適切に進めるために、建築や土木に関する職員の技術習得と専門資格の取得を推進し、体制の強化を図ります。

第3節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

第1項 取組体制

本市は、多様化する社会問題に対応するため、総合計画において、分野にとらわれず全体で課題を共有・認識し、一体となって課題を解決する体制を構築することとしています。公共施設マネジメント取組をさらに推進するためには、市全体としての課題と基本方針を共有し、さらに共有した情報を活用して、全庁横断的な取組を可能とするための実効性のある体制を構築します。

具体的には、政策的判断レベルにより二層構造の取組体制を構築し、課題の検討や意思決定を行います。※

まず、施設の大規模な保全工事の前段階で実施する最適配置の検討を行うための現状把握、施設の機能の見直しの必要性の検討については、統括部門と実施部門で構成される横断的検討・推進体制による取組を行います。検討の結果、既存の場所で、既存の施設として、保全工事を実施する場合は、政策的判断を行う必要性が比較的低いため、横断的検討・推進体制で引き続き取組を行います。その場合、公共施設マネジメント部門を統括部門として位置付け、財政部門と連携し、市長の指揮命令を補佐するとともに、本計画の進捗管理や施設所管部門間の情報共有と全体調整を図ります。各施設の所管部門は、「実施部門」として従来どおり各施設の維持管理に従事しますが、横断的に部門間にまたがる検討事項については、統括部門の調整のもと、関係する施設所管部門が一体となって課題の解決等にあたります。

一方、横断的検討・推進体制での検討の結果、機能の見直し等が必要な場合は、政策的判断が必要となり、「中心都市拠点・生活拠点づくり事業」など民間開発の誘導によるエリア価値向上の取組を実施するプロジェクト等による検討・推進体制と連携し、市長、副市長、教育長、部長等で組織する行政経営戦略会議に諮り、市長の指示のもと戦略的な意思決定を行います。

※P87 図 5-11 取組体制イメージ図

図5-12 全庁横断的な取組体制



第2項 情報共有方策等

全庁的な取組体制のもと、情報共有に係る方策を次のとおり定めます。

- ① 固定資産台帳¹⁵の更新を全庁的に取組み、施設の異動更新情報を全庁的に共有することで個別施設計画の策定や施設の見直し等に活用します。
- ② 施設所管部門において策定した個別施設計画を全庁的に共有し、ホームページ等で公表します。
- ③ 市民アンケートやパブリックコメントの積極的な活用を図り、市民や関係団体との情報共有や意見反映を促進します。

¹⁵ 「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月 総務省。平成29年度までにこの基準に基づく財務諸表の作成・公表が求められている）に示されているとおり、財務諸表の作成には固定資産台帳の整備が前提とされており、これには資産の取得時期、取得価額、耐用年数など、公共施設等の老朽化対策にも活用できる内容が記載される。

第4節 PDCAサイクルの推進方針

(1) 公共施設等総合管理計画の見直し

本計画は、個別施設計画との整合を図りつつ、社会情勢の変化に対応させるため、10年ごとに計画期間や目標値を含めて全体的な見直し（改定）を行います。

(2) 個別施設計画（工程表）の見直し

個別施設計画は、これまでの維持保全の視点に、最適配置などの行政経営（まちづくり）の視点を加えることとし、更新費用等の適切なコスト把握・見直しにより、財政課と連携した実効性のあるものとするとともに、最適配置の際の官民連携の推進等、施策を検討する際のコスト比較の材料としても活用できる内容となるよう、二重構造のPDCAサイクルを構築します。

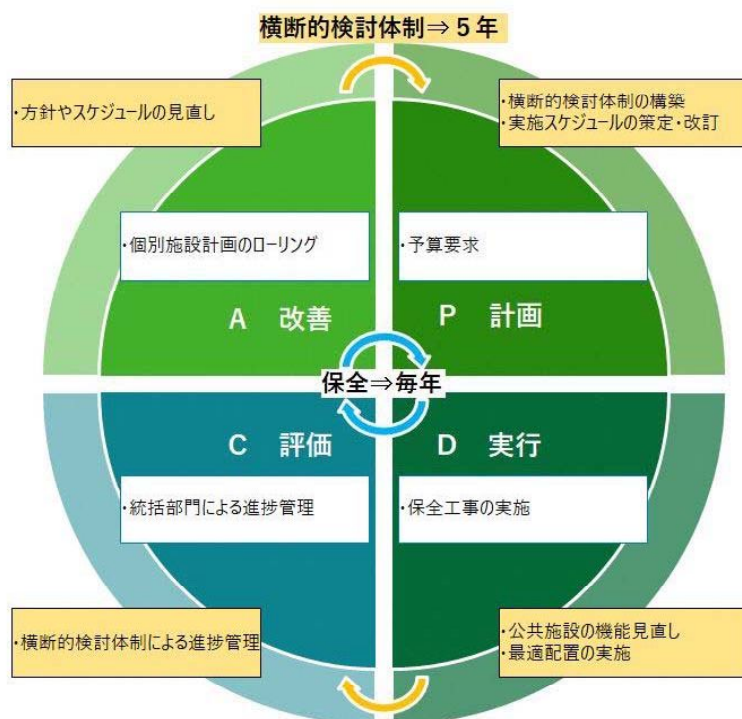
① 政策的判断が必要な事項

エリア価値向上の取組等の政策的判断が必要な事項は、総合計画が前期・後期の各5年周期で実施されることを踏まえ、総合計画との連携を図るため、5年の周期でPDCAサイクルを実施します。

② 政策的判断が不要な事項

政策的判断が必要でない保全工事は、個別施設計画で毎年の実施計画を策定していることから、毎年度PDCAサイクルを実施します。

図5-13 二重構造のPDCAサイクルイメージ



単純更新の場合の更新費用の推計（全体）

（3）公共施設等の将来更新費用推計

建築系公共施設と土木系公共施設を合算した公共施設等の更新費用の総額は、40 年間で 1,129 億円であり、1 年あたりの平均額では、約 28 億円の更新費用 が必要となります。

市における公共施設等に係る工事請負費等の過去の実績は、年平均で約 13 億円程度（P41 表 3-10 合計欄の平均）であり、これを更新費用に充当可能な財源の見込み額であると仮定すると、現在保有している全ての施設を更新し続けるためには、充当可能な財源見込み額の約 2.2 倍の更新費用が必要となります。

40 年間の更新費用総額:1,129 億円(年平均約 28 億円)

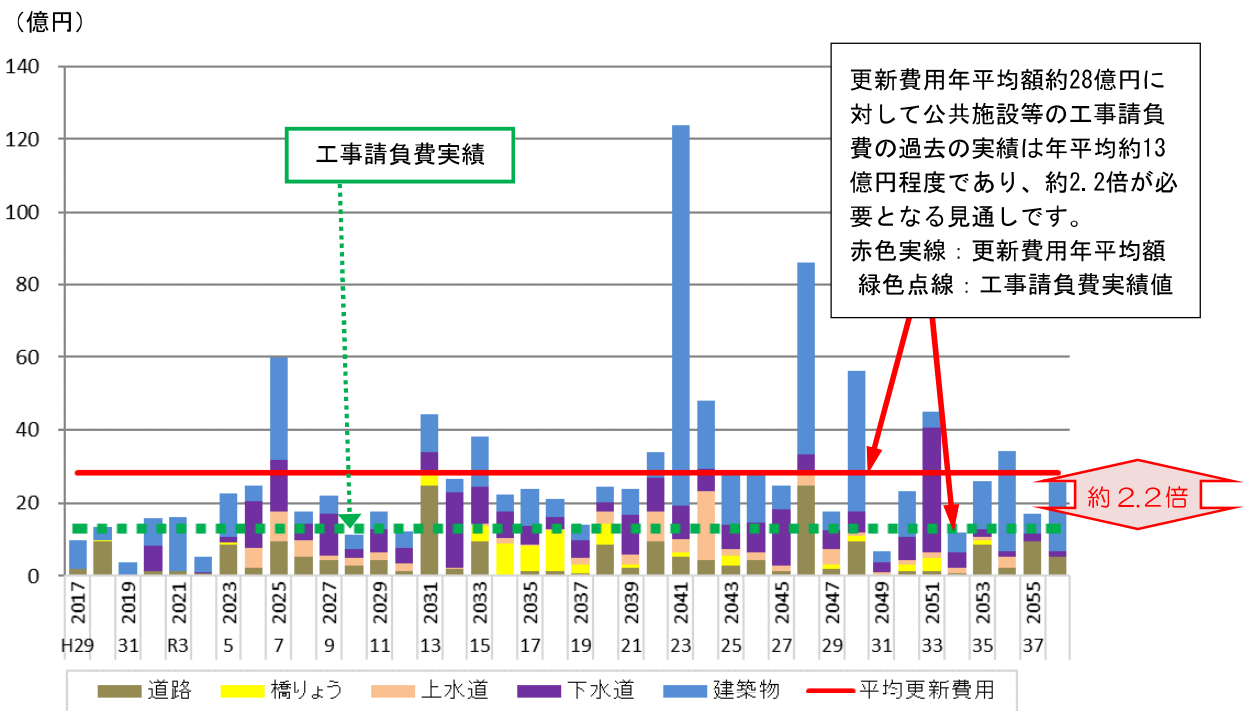


図3-31 公共施設等の更新費用推計(建築系及び土木系)

表3-19 公共施設等の更新費用(10 年ごと)(建築系及び土木系)

							(億円)	
	建築物	道路	橋りょう	上水道	下水道	合計	構成比	累積
1-10 年目	90	40	1	18	40	189	17%	17%
11-20 年目	66	52	34	11	77	240	21%	38%
21-30 年目	234	64	13	46	80	437	39%	77%
31-40 年目	135	40	9	14	65	263	23%	100%
40 年合計	525	197	57	90	261	1,129		
年平均	13.1	4.9	1.4	2.2	6.5	28.2		
40 年合計(構成比)	46.5%	17.4%	5.0%	8.0%	23.1%	100.0%		

(注) 小数点第 1 位を四捨五入して表記しているため、表記上の合計が累積と一致しない箇所があります。

単純更新の場合の更新費用の推計（一般会計）

（４）公共施設等の将来更新費用推計（上水道及び下水道を除く）

土木系公共施設のうち、地方財政法などにより公営企業として独立採算による経営を行うこととなっている上水道及び下水道を除いた場合、建築系公共施設と土木系公共施設（上水道及び下水道を除く）を合算した公共施設等の更新費用の総額は、40年間で778億円であり、1年あたりの平均額では、約20億円の更新費用が必要となります。

また、上水道及び下水道を除く、市における公共施設等に係る工事請負費等の過去の実績は、年平均で約13億円程度（P41 表3-10 小計欄の平均）であり、これを更新費用に充当可能な財源の見込み額であると仮定すると、現在保有している全ての施設を更新し続けるためには、充当可能な財源見込み額の約1.5倍の更新費用が必要となります。

なお、上水道及び下水道の更新費用については、独立採算が原則のため、公共施設等の将来更新費用から除いていますが、上水道事業及び下水道事業の経営状況によっては、一般会計からの繰出金による影響があることから、独立採算を維持できるよう経営基盤の強化に努めます。

40年間の更新費用総額:778億円(年平均約20億円)

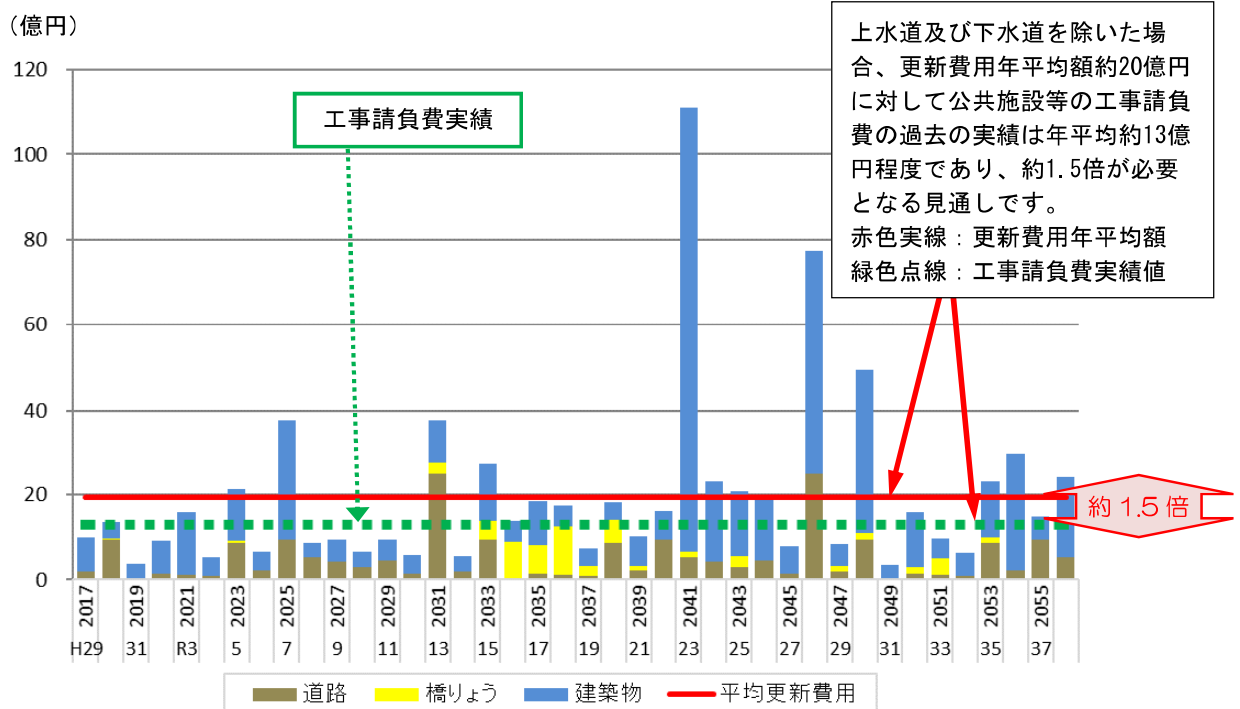


図3-32 公共施設等の更新費用推計（建築系及び土木系）

（注）上水道（配水管）、下水道（管きょ）の他、建築系公共施設における汚水圧送施設（中継ポンプ場及びマンホールポンプ場）の更新費用を除いています。

第2項 数値目標

「公共施設マネジメント目標」における具体的な達成目標の一つとして、将来の公共施設等の更新に係る以下の数値目標を定めます。

【数値目標】

平成 29（2017）年度から令和 38（2056）年度までに、
更新費用の不足額 258 億円(年平均 7 億円)を削減します

（1）算定の根拠

平成 29（2017）年度から令和 38（2056）年度までの今後 40 年間で必要と見込まれる公共施設等の将来更新費用の総額は、約 778 億円です（P.53 第3章 第3節 第2項（4）：将来更新費用 1 年あたりの平均額は、778 億円÷40 年間＝約 20 億円）。

これに対して、充当可能な財源の見込み額を過去の工事費実績から年間 13 億円とした場合、今後 40 年間の財源総額は 520 億円（13 億円×40 年間＝520 億円）であり、したがって、将来の更新費用は 258 億円の財源不足が見込まれます（778 億円－520 億円＝258 億円）。なお、この金額には、地方公営企業法の適用対象である上水道及び下水道²²を含んでいません。

（2）数値目標（更新費用の不足額削減）に向けた取組

計画期間における将来の更新費用の不足額 258 億円（年平均 7 億円）の削減を目標として、「公共施設マネジメント目標」に基づき、以下の取組を行います。

【取組1】長寿命化によるトータルコストの削減

- ・長寿命化による施設の延命化により、建替費用を節約して、施設の整備・管理・更新にかかるトータルのコストを削減します。

【取組2】総量(床面積)縮減による更新費用の削減

- ・総量及び配置の適正化やサービス水準の見直しの観点から、複合化や用途変更等による既存施設の有効活用など、施設の最適配置を推進し、施設総量（床面積）の縮減を行うことで、更新費用を削減します。

【取組3】維持管理費用の削減・歳入の確保

- ・建替・改修など建物更新の際に、省エネルギー対応や保守性の高い設備の採用に配慮した工事を実施することで、今後の維持管理費用の節減に取り組めます。
- ・民間事業者の運営ノウハウの活用などによって、サービス向上と経常的な維持管理費用の節減に取り組めます。
- ・受益者負担の原則に基づく使用料の適正化や、空きスペースの賃貸・売却等による歳入確保策にも取り組めます。

²² 下水道事業については、令和 2 年 4 月から適用。

公共施設の最適配置基本方針策定における主なポイント

現 行	新方針（案）
1 公共施設の最適配置等検討方針とは （１）目的と位置づけ ・公共施設の最適配置や官民連携を検討するための方針（目的） ・公共施設等総合管理計画に定める最適配置を進めるもの（位置づけ）	1. 目的 ・公共施設の最適配置を推進するための方針 ・財政的側面だけではなく、市民サービスの維持・向上も目指すもの ・個々の公共施設の評価と併せ、エリア全体のサービスの向上も目指すもの 2. 位置づけ ・総合計画の施策や公共施設等総合管理計画に定める最適配置を進めるもの 3. 対象施設 ・すべての建築系公共施設
2 最適配置等検討方針 （１）新たな公共施設は原則として建設しない ・新たな行政ニーズが生じない限り、原則として建設しない	4. 基本的な方向性 （１）新たな公共施設は原則として建設しません ・現行方針の内容を継続するとともに、新たなニーズが生じた場合も官民連携手法を検討する
（２）公共施設の機能の見直し ・個々の公共施設の機能の見直しを進める	（２）施設の機能と建物等を切り離し、二軸での評価を行い、今後の方向性について検討します ・機能（ソフト面）と建物等（ハード面）を別々に評価し、今後の方向性を検討する
	（３）効率的かつ効果的な機能の配置により、市民サービスの向上を目指します 新設 ・最適な配置に関する原則的な考え方と、総合計画事業（企業誘致によるエリア価値の向上を目指す取り組み）との連携による配置の考え方を示す

現行		新方針（案）
(3) 公共施設の利活用 ・「白井市公有財産利活用基本方針」に基づいて利活用を図る	削除	これまでどおり、「白井市公有財産利活用方針」に基づき利活用を図るが、新方針では改めて規定しない
(4) 官民連携手法の積極的な活用 ・民間の資金・施設・創意工夫を積極的に活用することで、市の財政負担を軽減しながら最適		(4) 官民連携手法を積極的に活用します ・現行方針の内容を継続するとともに、エリア価値向上の取り組みと連携することや、財政負担の軽減と併せ市民サービスの向上を図ることも表記
(5) 学校教育施設の活用 ・今後の人口減少や少子化を踏まえ、地域コミュニティ施設の一つとして小中学校などの学		(5) 学校教育施設を活用します ・現行方針の内容を継続
	新設	5. 最適配置のイメージ ・運用しやすいよう、具体的な例やイメージを掲載
3 公共施設の最適配置等の検討の進め方 (4) 公共施設に関する統括部門の設置 ・全体調整を図るために公共施設マネジメント課を新設し、関係する所管課が一体となって最適配置の検討に取り組む		6. 検討・推進体制 ・まちづくりや企業誘致の所管部門と連携したプロジェクト等による検討・推進体制 ・施設を所管する部門等と横断的な検討・推進体制 ・政策的判断レベルによる、二層構造のPDCAサイクル ⇒ より詳細な取組体制は、計画内に別に定める

(1) 市民との情報共有 (2) 地域における公共施設の個別施設計画の検討 (3) 市における公共施設の個別施設計画の決定	7. 市民参加 ⇒ 検討結果は個別施設計画に反映